

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第18回）会議録

平成24年5月8日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

2 議長の出席

なし

3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

4 証人として出席した者

証人	松井 一晃	(補佐人)	有賀 隆之
証人	石河 是孝		

5 書記

書記長	宮崎 季之	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

6 委員会に付した事件

- (1) 証人尋問
- (2) その他

7 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

おはようございます。開会前に皆さんに申し上げます。この調査特別委員会は真相究明のため、議会独自の調査権を委任されたものであります。特に本日は、関係人のご出頭を願って、証言を求めることになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会

の進行を妨げるような行為は、退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

ただいまからごみ処理施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

なお、柴田委員から、急用があつて少し遅れるということでございます。

なお、松井一晃様から、お手元に配付のとおり、補佐人同伴許可願が提出されております。

お諮りいたします。補佐人の同伴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(西口雪夫君)

ご異議なしと認めます。よつて、補佐人の同伴を許可することに決定いたしました。

それでは、証人を入室させてください。

(証人入室)

○委員長(西口雪夫君)

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただき、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。

先ほど記載いただきました出頭カードについて、間違いありませんか。

○証人(松井一晃君)

はい、間違いありません。

○委員長(西口雪夫君)

それでは、証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言ください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

傍聴人も含め、全員ご起立をお願いいたします。

それでは、松井一晃証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人(松井一晃君)

宣誓書、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。平成24年5月8日、松井一晃。

以上でよろしいですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい。着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。また、こちらから質問をしているとき、また、証言をされる際も、着席のままで結構でございます。

証言をされる際には、委員長の許可を必要としませんが、補佐人へ相談をされる際には、委員長の許可を必要とします。

また、補佐人へ相談されることは、法的な助言のみ許可させていただきますので、ご承知おきください。

補佐人に申し上げます。

補佐人は、証人が委員長の許可を得て相談をした際に、証人に対して助言をすることができますが、委員会において発言することは認められておりません。発言される場合には、退場を命じることもありますので、ご承知おきください。

なお、録音をしておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査期間が組合発足の平成11年からと、非常に長期間にわたる調査を行いましたので、それぞれ期間を区切って調査をしていただきました。調査期間ごとに、調査に当たられました委員の方に主尋問をしていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、これから具体的に質問をさせていただきます。

まず、松井一晃証人への質問を上田委員よりさせていただきます。お願いします。

○委員（上田 篤君）

おはようございます。私は雲仙市議会から出ております上田です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に松井証人がこの県央県南クリーンセンターにどのように係わっておられたのか、まず期間ですけどね、いつからいつまで係わっておられたのか、お願いします。

○証人（松井一晃君）

県央県南の組合さんとの、私の業務として係わったのは、平成19年4月1日以降平成21年3月31日までの2年間です。

○委員（上田 篤君）

ありがとうございます。当時の肩書というか、それはどういう役職というか、どういうものだったのでしょうか。

○証人（松井一晃君）

当時はJFEエンジニアリング株式会社サーモセレクトプロジェクト事業部の業務室の副部長でした。

○委員（上田 篤君）

具体的にはどういう仕事内容になるんですか。

○証人（松井一晃君）

サーモセレクトというのが当時、県央県南さん含めて4カ所ございまして、そちらのほうの契約等の更新とか、そういったものの業務担当をやっていました。

○委員（上田 篤君）

ということは、常時このクリーンセンターにいたわけじゃなくて、全国飛び回っておられたということですかね。

○証人（松井一晃君）

その必要があるときに応じて、組合さんの事務局と協議をするに当たって、日程調整しながら協議を行っていたということになると思います。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。甲第30号証の3を提示してください。

○委員長（西口雪夫君）

書記、提示をお願いします。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○委員（上田 篤君）

この最初のA3の覚書変更協議日程等一覧という表がありますけれども、その右のほうに、会議の日付、参加者名が書いてあります。これを見ますと、松井証人は、平成19年8月7日から20年4月23日まで、11回ですね、参加されたことになっておりますが、これは間違いないでしょうか。

○証人（松井一晃君）

はい、そうだと思いますね。詳しい日程等は記憶ありませんけど、議事録があるのであれば、そういうことだと思います。

○委員（上田 篤君）

この協議ではどのような話をされたのか、覚えておられますか。

○証人（松井一晃君）

性能保証に関する覚書に基づいて、その条項の中で、精算行為を行うというようなことが明確に記載されていますので、それに伴って、平成17年度、

18年度にかかわった金額、これについて協議をしていったというのが1つはございます。

それから、20年度以降の契約文書というのがございませんでしたので、あくまでも性能保証に関する覚書というのは、17、18、19年の3年間のものでした。通常の私どもがやっている契約行為においては、1年間の自動更新条項があるとか、そういった形で覚書というのはあるものなんですけれども、県央県南さんの契約書については3年間明確に限定していましたし、そうした中で発生した費用については、精算行為を行うようなことを書かれていましたので、そういったものについての協議等を行っていたということになるかと思えます。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。甲第52号証を提示してください。

（証人へ甲第52号証を提示）

○委員（上田 篤君）

この甲第52号証は、県央県南クリーンセンター改善改良工事についてということで、JFEがまとめられたものですね。

すみません、もう1つ、甲第13号証をちょっと提示お願いします。

（証人へ甲第13号証を提示）

○委員（上田 篤君）

甲第13号証の5ページ、表の2の6というのがあるんですけども、上のほうですね。この工事、行われたのは、ここにありますが、3号炉が平成19年6月23日から7月16日、2号炉が19年10月22日から11月23日、そして1号炉が平成20年2月8日から3月23日となっておりますけれども、これは間違いないでしょうか。

○証人（松井一晃君）

これ、それについては直接私タッチしていないんですけども、当時のこちらのほうでメンテナンス工事を行ったという、こういうことであるのであれば、記載されているとおりだとは思いますがね。

○委員（上田 篤君）

タッチされていないとおっしゃいますけれども、その工事の内容とか、それは当然ご存じだったんでしょう。

○証人（松井一晃君）

それは、こちらの甲第52号に書かれているのは、平成19年の7月に組合さんの全員協議会が、あそこのホテルでございましたね、道具屋さんのほうであって、そちらの会議室のほうで、OHPを使って私どもが皆さん方に説明した工事の内容だったと思います。

○委員（上田 篤君）

この場合も参加されていたんですか。

○証人（松井一晃君）

それは出席はしていました。その場にはいました。

○委員（上田 篤君）

おられたんですね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（上田 篤君）

あなたがこのクリーンセンターに係わる仕事をされる前ですけれども、平成17年度及び18年度には、補強工事でも行っていますよね。

○証人（松井一晃君）

そうですね、はい。

○委員（上田 篤君）

排水設備とかシリカ除去設備とかですね、これを行ったのに、またすぐ19年度になって、この改善改良工事をやるようになったのは、なぜなんでしょうか。

○証人（松井一晃君）

多分、先生が今、おっしゃった補強工事というのは、契約書が4つあるもののことをおっしゃっているという理解でよろしいですか。

○委員（上田 篤君）

はい。

○証人（松井一晃君）

その4つについては、90,000tごみが発生するというので、そのための能力アップを図るに当たって、組合さんと協議し、コンサルさんも交えてやって、了解されて、契約を結ばれて行った工事というふうに認識しています。

それから、この10月、平成19年の6月から行わせていただいたものについては、通常私どもが行っている炉については、大体1年間の稼働においては1カ月程度の点検を行ったりとか、そういったものを行って行って、順次メンテナンスをして行って、焼却炉としての能力を維持する、そういったものが通常どの焼却炉においても行われています。それが、たまたま17年、18年、2年間にわたっては、当初予定していたごみ処理量以上のごみ処理を行うことによって、それを優先したがために、適切なメンテナンス工事というのが行われてこなかったと。能力を最大に使って、最大というか、ちょっと言葉はわかりませんが、炉の焼却の部分でこちらに搬入されてきたご

みを処理していた、したがって、なかなか炉そのものを止めて、基本的に耐火物であるとか、こちらの中にもありますね。

○委員（上田 篤君）

甲第52号証ですか。

○証人（松井一晃君）

はい、甲第52号証にある、こういう改善改良工事をメンテナンス、炉体の耐久性、そういったものが過去2年間において全くされていなかったわけですね。したがって、そういうものを行うことによって、炉を一定の水準まで改善していったと、改善したというか、復旧したというか、そういう形をとった工事であったと思います。

ですから、工事の目的とする意味合いが、通常は本当に県央県南さん以外の自治体さんでは、通常1年間炉を動かさずとしますと、その中において、自治体さんと協議しながら、どのタイミングで炉を止めてメンテをして、炉の能力を維持していくかというふうにやっていたわけなんですけれども、なかなか県央県南さんの場合には、そういうこと以前に、とにかく入ってくるごみを処理しなきゃいけないという部分で第一義的にやっていって、応急的な工事はやっていたと思うんですけれども、根本的な、炉を完全に止めて直すという工事が行われてこなかったということだったと思います。それに対して、先生方に全員協議会の中でご提案して、炉を止めさせていただいて、そこで炉の能力を戻すと、耐火物なんていうのが、レンガが相当傷んでいたと思いますので、そういったものの交換をするといった形を行ったと思います。

○委員（上田 篤君）

今の話では、国内に4つあるんですかね、4カ所ですね、先ほど。

○証人（松井一晃君）

JFEが行っているものは4つでございます。

○委員（上田 篤君）

はい。それで、そういうところでは1年間の間に機械をとめてメンテを行うと、それが普通だとおっしゃいましたよね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（上田 篤君）

ここは2年間できなかつたので、3年目にそれを行ったということですかね。

○証人（松井一晃君）

集中して行ったというふうに認識しています。

○委員（上田 篤君）

それで、ほかの施設では、ここでやったような補強工事ですね、こういうのはやっていないんですかね。ここだけ特別にごみが多かったからやったということですか。

○証人（松井一晃君）

ほかの施設は、ごみ焼却場を造るに当たって、県を通じて環境省のほうにごみ処理の設置の申請をするわけですね。そこにおいては、1年間にどれだけのごみ処理を行うかというごみ処理量を記載して行って、それに基づいて、炉の設計を行っていきます。それで、ほかの地区においては、当初の計画していたごみ処理量以上超えるということが、ほかの3つの焼却場においてはなかったと認識しています。したがって、定期点検工事を、ほかの3工場においては毎年実施することが可能だったということになると思います。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

この工事について、最初に、こういう工事が必要ですよというような論議をされたのが、いつごろだったか覚えておられますか。

○証人（松井一晃君）

ここまで精緻になっていますから、私が来る以前の段階において、計画をしていないと、資機材の手配とか、そういったものができません。例えばこちら、甲第13号証ですか、こちらのほうにあるのでいくと、19年の6月の23日と書かれていますよね、工事が始まったのが。

○委員（上田 篤君）

はい。

○証人（松井一晃君）

だから、私が、甲第30号では、協議に入ったのが8月の7日ですから、それ以前から当然協議を行っていたということになると思います。

それから、なおかつ、協議以前の、この甲第52号証ですか、こちらでは7月に先生方に道具屋で説明させていただいていますので、概略の工事項目については組合さんと協議しながら、こういうことをやっていきますよということで、組合事務局のほうで理解され、オーケー、それから、先生方に7月にお話しさせていただいて、了解をもらったんじゃないかと私は思っています。だから、19年以前、19年4月以前ですね、私が来る前の段階から、定検、メンテナンスというものの代わりに当たる改善改良工事というものを計画して、事前に打合せをしていたと思います。これ、あくまでも思うということで、ちょっと実際に携わっていないので、わかりませんが。

○委員（上田 篤君）

先ほどの回答の中で、基本的に1年、ほかの施設では1年間の間に機械を

とめてメンテを行うということでしたけれども、そういうことであれば、設計前とか契約前からですね、この施設を造ったら、こういうことで1年以内の間にメンテを行うことになりますよと、そういう話も当然されていたんでしょかね。

○証人（松井一晃君）

それは、そういう認識だったと思いますね。例えば徳島の中央広域さんでいきますと、例えば19年という年度に焦点を合わせますと、18年の段階で組合さんのほうで、当然予算をとらなきゃいけませんね、メンテナンスの工事予算というのをとらなきゃいけません。したがって、9月くらいですか、組合さんのほうに対して、こういう工事が必要ですよといった形で、工事の概要、見積書というのはお出しします。それに対して、事務局のほうは9月、10月にかけて内容を精査して、必要なもの、本当に必要だと自治体さんがお感じになった工事、これについて工事を決めちゃいます。したがって、そこで12月か2月に議会があったと思うんですが、そこで予算執行案というんですか、それを決議していただいて、それで、翌年度の19年の4月以降、ごみ量が少なくなる時期に合わせて定期点検工事、大きな炉をとめなきゃいけない、徳島の場合ですと炉が2つあるわけなんですけれども、その2つの炉を全部止めて、共通系の水処理であるとか、そういったものをメンテしたりとかいったことを行っていたと思います。それは、事前に大体ごみ受け入れ量の予測ありますよね、1年間の4月から3月にかけて、年末年始とかといたらごみが増えますから、そういったときは避けるとか、そういったことをしながら、炉を止めながら、メンテナンスの日程を決めて行くと、当然地元サービスになりますから、地元の皆さん方には、いつからいつまではごみが収集できませんよと、だから、例えば1週間なら1週間とか、そういった期間はちょっと、ごみを持ってきても、ごみピットの中にうまく入る量、迷惑をかけないような形を計画されて、自治体さんがやっていたと思います。

○委員（上田 篤君）

この改善改良工事については、契約書といますか、それは取り交わしているんでしょうか。

○証人（松井一晃君）

これは全員協議会でもご説明したと思いますけれども、もう、どうしても炉のほうはそういった形、点検整備工事等ができていませんでしたから、これはJFEの費用負担で、とりあえず緊急的に、工事を行っていたもの以外に安定的に、数カ月ですよ、こちらにある資料を読まさせていただくと、3号炉については大体20日以上、それから2号炉については1カ月、それから1号炉については1カ月半くらいの間、炉を止めて、かなり炉の傷んで

いる、レンガ関係とか、そういったものをメンテナンスしたと、そういう形で炉の再生というんですか、それを行ったという形になると思います。

○委員（上田 篤君）

JFEの負担でやったから、そういう契約書とか、あるいは工事の内容を、こういうことをやりますので、承認してくださいというような文書とかを取り交わしていないということですか。

○証人（松井一晃君）

そのときは先生方に全員協議会等を含めてご説明して、その場で、ちょっと僕も詳しく覚えていませんけど、そういう契約書云々とか、そういった質疑事項というのはなくてですね、なかったんじゃないかと思うんですけど、ちょっと僕も覚えていないんですが、契約行為についての申し出云々というのはしていない、なかったんじゃないかと思いますね。

○委員（上田 篤君）

かなり、この甲第52号証を見ても、素人の目から見ても大工事のように思えるんですけどね、もちろんこれだけでは詳しくわかりませんが、そういうことを説明した文書の取り交わしなんかはしないものなんですか、普通。

○証人（松井一晃君）

いや、基本的にはお客さんのほうに対して、通常の契約行為、いわゆるお客さんが通常においてメンテナンスを負担するという、県央県南さんの場合は性能保証の覚書というのがございますので、そこで維持修理費は、ちょっと金額を覚えていませんけど、幾らかとかという金額がございませよ、プラス20%とかという上限枠があったと思うんですが、そういうふうな形で、一応通常のメンテナンスというのと別に金額が発生しているわけですね。だから、それ以上のものとなると、議会承認含めて、その金額が幾らだったか覚えていませんけど、必要になってくるわけですね、議会承認事項として。そうすると、当然、予算措置も、急に言っても当然されていませんし、そういうことであれば、JFEのほうに性能についてきっちりメンテナンスしながらやっていこうと、自金負担になるんですけど、やっていこうという考え方に立って、契約行為をせずにみずからの負担に工事を行ったというふうに私は思っています。

○委員（上田 篤君）

その工事の内容については、この甲第52号証はほんの数ページしかありませんけれども、実際詳しいものがあるんですね。

○証人（松井一晃君）

工事そのものについては、工程表があって、いつからいつにかけてどんな工事をするかとかいうのはあると思います。

○委員（上田 篤君）

先ほど徳島の話されましたよね。徳島では、19年度に工事もしやっただのであれば、18年度中に示して、議会でももんでもらって、予算つけてもらったということですがけれども、徳島では徳島が支払って、この県央県南クリーンセンターでは払わなかったというのは、どの辺が違うんですか。

○証人（松井一晃君）

やはり契約形態が大きく違っていたと思いますね。県央県南さんの場合は、性能保証の覚書（変更）という平成16年に締結したもののなかにおいて、一応金額の部分について、いわゆる運転の部分とメンテナンス工事費の分については、金額が明示されていますということがあったので、一応その範囲の中においてすべきという理解があって、それを弊社としては守っていたということになると思います。

徳島について言えば、そういうメンテナンスの費用とかについては、各単年度ごと、もしくは、さらに稼働したばかりでしたから、そんなにはないんですが、例えば10年とか15年経った段階においては、中規模とか大規模の基幹改良工事というのを行わなきゃいけません。これは通常のストーカの炉においても全く同じです。大体機械プラントというのは15年から20年というのが耐用年数になってきます。消耗の激しいものだと、その前の段階で、7年、8年の段階において、機械がやはり、予備品ですね、電機関係になると、東芝さんとか、そういったところが予備の計器とか部品を持っていなくなるわけですね。テレビとかビデオなんかもそうですけど、一定の製造が終わった後、部品の在庫というのが大体限られていますよね、何年間置いときなさいとかという。だから、そういった部分で大規模のときについては事前に数年前ぐらいから、2、3年前ぐらいから自治体さんと協議して、2年にわたるとか、1年間本当に完全に止めてしまっ、一度全部やり直してしまう、翌年は2号炉を完全にやり直す、そういったメンテナンスをやって改造工事を行って、炉の性能を維持していくというのが多々あります。

そうした中で、そのメンテナンス表については各自治体さんが、明確に、個別に契約するわけですから、そこで予算をとっていかなきゃいけないという、本当に大きな契約の違いがあったと思います。

○委員（上田 篤君）

この工事の結果ですね、結果といいますか、工事が終わった後に、具体的にこういう工事をやりましたと、こういう金額がかかりましたと、もちろん費用負担はJFEということですがけれども、そういう報告書のようなものは、これも作っておられないんですか。

○証人（松井一晃君）

作っていないと思いますね、はい。それは、先生のおっしゃる意味というのは、社内的な意味合いですか、それとも組合。

○委員（上田 篤君）

いえいえ、組合に対して。

○証人（松井一晃君）

組合さんに対しての書類というのは作っていないと思います。

○委員（上田 篤君）

よくわからないんですけどね、この施設は県央県南広域環境組合が持っている施設ですよ。そこでかなり大規模な工事をやったわけでしょう、改善改良工事であってもですね。その工事について、大まかな説明はあったにしても、もっと詳しい説明を、工事をやる前も工事を終わった後も、当然詳しい文書で出すのが当然のような気がするんですけども、それはそうじゃないんでしょうか。

○証人（松井一晃君）

ちょっと相談させてください、いいですかね。ちょっとどういうふうに答えていいか、ちょっと私も質問の意味がわからないので。よろしいですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

（証人と補佐人相談中）

○証人（松井一晃君）

ちょっと今、補佐人とちょっとお話ししたんですけども、単純にですね、その報告をしていないという回答になるかと思います。

○委員（上田 篤君）

していないということですね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員、質問をもう少しわかりやすく質問してください。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。じゃ、次に移ります。

甲第52号証と甲第13号証について、次のことをお尋ねいたします。

甲第52号証の上段、2ページの上のほうですね、ここに目的として、県央県南クリーンセンターのプラント所定能力を安定的に発揮するために、大きく4種類の改善改良工事を行いますとありますけれども、この当時、改善改良工事をする前は、ごみが多かったとか、色々な理由はあるかもしれませんが、所定の能力を発揮していなかったということですかね。

○証人（松井一晃君）

ちょっとその、先生の所定の能力というものがですね、甲第13号証の、先ほどの5ページにあると思うんですが、その能力という、炉のいわゆる、先生のおっしゃるのは、炉が1炉100tという意味の話ですか。

○委員（上田 篤君）

ええ。

○証人（松井一晃君）

いや、その1炉100tというのは、確かにこの平均値的な数値では読み取れませんけれども、いわゆる計画ごみ処理量という意味ですね、80,665tの365日で割った、平成21年度の221tという量は、計算すれば、ごみ処理としては行っておると思います。能力はあったと思います。

○委員（上田 篤君）

おたくのほうの言われる所定能力というのは、そういう意味なんですか、221t。

○証人（松井一晃君）

炉の、個別の炉なんですけど、先生のおっしゃるように、例えば300tの炉で、300日間やったとすると90,000tのごみ処理になりますね。

○委員（上田 篤君）

はい。

○証人（松井一晃君）

私が思うのは、地元の住民さんたちに対しては、こちらの福田の人たちを含めて、ごみ処理の計画として、1年間に80,665tのごみ処理施設を造るんだというご説明をされているんじゃないかと思うんですよ。それが、10,000t以上多いごみ処理を持ってきて、やるという、その住民さんに対する説明というのがあったかどうか、僕はわかりませんが、そういうことを考えちゃうと、炉の能力、住民の皆さんに対して、それから各地区において説明したのは、年間80,000tの、それ以上増えないというようなごみ処理の計画を公知、公告されていたんじゃないかと思うんです。そういう意味では、十分にごみ処理としては行っていると私は思っています。

○委員（上田 篤君）

所定の能力は、あくまでも221tということなんですか。

○証人（松井一晃君）

いや、1炉当たりでいくと、その19年度の段階においては100tを超えているのがありますから、これは何とも言えませんが、当時において、必ず炉の能力が100t云々という部分というのは、連続してずっと300日間100t以上じゃないといけないという部分ではないと思っています。

それは能力として100t出せるときは当然必要ですし、ただ、本当に地元の住民の皆さん方、それから環境アセス含めて、当初ごみ処理の80,665tで計画されて、環境アセスをやられて、この周辺にCO₂の排出とか、そういった形でご説明をされているわけですね。それが1炉100t、300t毎日動かして、単純な計算ですけど、90,000tのごみ処理をする施設だといった形で住民さんの皆さん方にご説明して、理解を得られているのかというのを、ちょっと私自身は思います。

徳島の場合ですと、そのごみ処理の、処理計画で地元住民さんに説明をして、その施設を造りました。地元住民さんのご協力を得て、用地買収についても100%用地が収用できて、そこに進入道路とか、そういったものを含めて建設ができて、こちらの施設のように、間にまだ未買収地があるような、そういった施設にはなっていないと思います。それは住民さんの了解、説明、そういったもので原局が努力していった結果だったと思います。

先生のおっしゃるように、1炉100t、300t毎日やるのであれば、計算式にのっとると、375tの施設規模になると思います。1炉125tになると思います。計算式あるので、それに、いうのは221tの計算式ございますよね。

○委員（上田 篤君）

ありますね。

○証人（松井一晃君）

それに300という数字を入れて、逆算していただければ、そういう数字になってくるとは思います。ただ、それはあくまで私の勝手な思いで、実際に組合さんがどういうことで、この地元住民さんたちに対して説明したかというのは、私は存じていませんので。

○委員（上田 篤君）

今、地元で説明したから、それを超す量はできないような、おっしゃいましたよね。

○証人（松井一晃君）

そうです、そうです。300tに対して、環境アセスでいくと、5%超えますと、アセスの違反になるんじゃないかと思っています。ただ、ちょっとこれ法的な解釈があるので、確認してください。

○委員（上田 篤君）

いやいや、私が聞いたのは、松井証人が言われたのは、地元の住民の方には、年間80,665tの処理をしますよという説明をしたので、それ以上するのは、それ以上、処理できなかったということですか。

○証人（松井一晃君）

いや、それはちょっと私の言い方も、ちょっと難しいんですが、アセス上は多分300tの炉で何日の稼働かというのをやられていると思います。ただ、そのごみ処理の計画に当たって、皆さん方に説明されますよね、されるに当たっては、900t毎日燃やす施設ですというようなことを言われたかどうかということですが、私の言っている意味合いは。

○委員（上田 篤君）

いや、私が聞いているのは、おたくで言っている所定能力というのがどうということなのかということ、単純なことを聞いたんですよ。そしたら、また住民説明会とかなんとか言われるもので、ちょっと混乱してきましたよね。

○証人（松井一晃君）

すみません、私の説明が、説明というか、回答が悪かったかもしれません。

○委員（上田 篤君）

色んな文書で、契約書とか実施設計図書とか、色んな文書で1日300tと、処理するというのでずっと書いてありますよね。それは書いてありますよね、間違いないですよ。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（上田 篤君）

それができていなかったということですよ、当時は。

○証人（松井一晃君）

できていなかったというか、毎日300tをどこまでやったかということだと思いますけれどもね。全くその300tをやったことがないのかどうかというのは、ちょっと私わかりませんが、その処理のデータ、見せていただければ、ご回答はできますけど。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。次に移ります。

同じく甲第52号証の2ページですよ、その上の段の下のほうに、予想効果というのがありますね。2つあります。1つが1日300tの継続的な連続運転達成と、そして2番目が、LNG天然ガス使用量の削減という効果をねらって、この改善改良工事を行いますよということですよ、これですね。

○証人（松井一晃君）

そうですね、工事の目的としては、こういう目的をねらったんだと思います。

○委員（上田 篤君）

目的というか、効果を得ることをねらったということですよ。ここには

2つしかありませんけれども、すみません、ちょっと関連するので、甲第40号証の2、甲第41号証の2、同じく甲第42号証の2、これを提示してください。

(証人へ甲第40号証の2、甲第41号証の2、甲第42号証の2を提示)

○委員（上田 篤君）

甲第40号証の2の、このA4の2ページ、2ページというか2枚目、2枚目というか、ありますよね、カラー写真がありまして、下にグラフがあります。この下のグラフです。コスト性能実績という、何グラフと言うんでしょう、グラフがありますけれども、ここでは、コメントを見ればわかるように、発電量の少なさ、使用電力量の多さ、LNG使用量の多さが指摘してあります。この傾向は、これはもう稼働してすぐのグラフなんですけれども、ずっと甲第42号証の2まで、17年、18年、19年、3年間の各期間ごとのこういうグラフが作ってあるんですね。この、今、言ったような傾向というのは、ずっと一貫しているんですね、平成19年度もですね。ですから、ここで言う電力量の問題ですね、使用電力、発電量の問題、これはこの改善改良工事では考慮されなかったんですかね。大きな問題だと思うんですね、私は。

○証人（松井一晃君）

ちょっとおっしゃっている意味が、こちらの甲第52号証のことをおっしゃっているのですか。

○委員（上田 篤君）

ええ、じゃ、もう一回整理してみます。

そこでは、甲第52号証のほうでは、300tの問題とLNGの使用量を下げするために、この改善改良工事をやるとありますよね。しかし、その2つじゃなくて、私が思うに、この電力の問題も十分改善しなければならない問題じゃないかと思うんですよ、このグラフを見てもわかるように。それは当時考慮されなかったのかということですね。効果の目的として入れなかったのは、なぜかということですね。

○証人（松井一晃君）

それはちょっとわかりませんね。ちょっとどういうふうに、目的意識として、メンテナンスをしっかりとやろうという形で進んだわけなんですけど、そのときに電力について、先生の指摘するように、こういう1.4倍とか2.5倍とありますけど、ごみカロリーに対してというのがちょっと私も、この中だけだとちょっとわからないんですが、ごみカロリーというのが今、裁判でもなっていますけど、高質ごみから低質ごみという、ごみの色々なカロリーございますし、それから、その数量ございますし、そういったものを処理

するに当たって、通常の基準ごみとか、そういったものの範囲の中でやっていく当初の計画の数字でございますよね。それとどこまで乖離があったかというのが、私自身はちょっと技術じゃないものですから、ちょっと理解していないんですが、電力で1.4とかLNG2.5という読み方なんですけど、単純にごみカロリーというふうに書かれていても、ちょっと私自身は理解しづらいところがございます。

○委員（上田 篤君）

このグラフはですね、真ん中に正六角形ですかね、基準値というのがありまして、この赤い線が実際の数値ですよね。その緑の正六角形が基準値ですよ。

○証人（松井一晃君）

すみません、その単位なんですけど、そのごみカロリーで2というのは、単位は何なんですか。

○委員（上田 篤君）

2は単位じゃなくて、あれでしょう、1というのが基準ごみの2,000 kcalでしょう、1kg。

○証人（松井一晃君）

これ2,000ということは、赤いLNGの表が示すごみカロリーの分で行くと、1,500よりか低いということですよ。

○委員（上田 篤君）

えっ。

○証人（松井一晃君）

その1.25というのが。

○委員（上田 篤君）

どこのページを言っているんですか。

○証人（松井一晃君）

ここの、甲第40号証の2の、先生がおっしゃった、ごみピットが写っている写真の下の、コスト性能実績、期間平均とございますね。その表がございまして、ごみカロリーというのが一番真ん中の上でございますね。その下、そこから2、1.5、1、0.5というふうにあるんですが、これは何なのかなと思ったんですよ。

○委員（上田 篤君）

例えば、ごみカロリーであれば、1というのが基準ごみということで、ずっと言われていますよね、2,000 kcal/kgということで。

○証人（松井一晃君）

1が2,000 kcalなんですか、この表。

○委員（上田 篤君）

私はそう見ているんですけど、だから、それに対して、ごみカロリーはオーバーしていたけれども、処理量とかほかの数値がかなり凹凸があると。あとの数字でもありますので、ちょっとそれは結構です。

○証人（松井一晃君）

すみません、ちょっと理解できなかったので、すみません。

○委員（上田 篤君）

私はそういうことで、LNGだけじゃなくて電気のことも考慮すべきだったんじゃないかと思って、今、質問したところですよ。

次に移りますが、一連の改善改良工事をやって、まず、予想効果であった1日300tの継続的な連続運転というのは、これは達成できたんですかね、そちらの判断としては。

○証人（松井一晃君）

すみません、その甲第13号証、今、渡していただいていますけど、先ほど先生がおっしゃいました平均投入量という、5ページの表の2の6だと思っはうんですけども、改造時期というのが真ん中のほうにございますよね。それ以降になると、1号、2号、3号でも100tを超えていますよね。

○委員（上田 篤君）

はい。

○証人（松井一晃君）

という意味では、結果として達成しているんじゃないかと、この数字では思います。

○委員（上田 篤君）

ええ、はい。じゃ、この数字で100t超しているから、さっき、あくまで100tですからね、目標がですね、超しているから、これは達成したということですね。

○証人（松井一晃君）

というのは、数字上ですけど、読み取れると思います。

○委員（上田 篤君）

改善改良工事によって、それ以前は、例えば19年度、改造以前は例えば1号炉ですね、96.6tだったのが、19年度の改造以降は117.4t、1日というふうにかなりアップしているわけですよ。この改造工事がなかったら、これは達成できなかったということでしょうね。

○証人（松井一晃君）

というか、本来で言えば、先生、先ほどから何度も申し上げますけれども、ほかの一般的な炉の場合には、1年、例えば17年度でもいいんです

が、17年度の中において、炉を止めて定期点検であるとかメンテナンスというのを、1カ月以上にわたって実施することができたわけなんですね。それをしないまま、17、18、19年の改造以前というのは走っているわけですね。したがって、適切な炉の改善工事という機会を、17、18、19年の改造以前というのはできなかったわけですね。

当然やっていたら、100t、先生のおっしゃる改造後の数字になっていたかもしれないと思います。ただ、それがあくまでも増えるごみ、持ってこられるごみをとにかく処理しなきゃいけないということで、全然そういう、緊急対応的な工事はやったと思うんですが、耐火物が傷んでいるとか、そういったものを全くメンテナンスできずに走っていると、数字としてこういうのがあったというのが数字にあらわれているんじゃないかと私は思います。

○委員（上田 篤君）

普通であれば1年間以内にやるメンテを、2年半から3年近くやらなかったわけですよ。

○証人（松井一晃君）

そうですね。

○委員（上田 篤君）

そのときJFE側としては、これは大変なことになるということも組合には提起されたんですか。

○証人（松井一晃君）

直接ですね、私、17年、18年には関与していないので、わかりませんが、修繕させてほしいとか、そういう言葉を言ったんじゃないかと、これはあくまでも私の意見になっちゃいますが、思いますけど。17、18というのは、本当に私自身が関与していないので、そこでどういう話を組合さんとされたかというのは、私は事実認識ございません。ただ、通常であると、やっぱり操業当初から、色々調整するとか、色んな工事をしなきゃいけないというのはあるわけですね。それをできていなかったから、やらせてくれということは、私個人の推測、これ、推測というのも言っているんですか。

○委員長（西口雪夫君）

結構ですよ、どうぞ。

○証人（松井一晃君）

推測ですけども、言われていたんじゃないかと思えますけど。

○委員長（西口雪夫君）

書記、すみません、甲第40号証の1をちょっと提示してくれんかな。

（証人へ甲第40号証1を提示）

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと甲第40号証の1を見てくださいね。

先ほどメンテナンスができなかったから、ごみ処理量が滞ったというようなご意見なんですけれども、これがちょうど平成17年の4月1日から稼働後の、その合計のところを見てくださいね、白の、処理量。

○証人（松井一晃君）

ここの真ん中のところですか。

○委員長（西口雪夫君）

真ん中ですね、はい。これは稼働後のずっと処理量ですけれども、真ん中に4月1日から4月18日、2炉運転で193tですね、四角に書いてありますね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

次のページを見てくださいね。

次のページ、4月19日から5月22日、3炉運転で計画処理量300tに対して207tなんです。これ、まだメンテナンスも何もせんでも、まだ十分に稼働した直後なんです。これで、これだけの処理量しかできなかったことは、説明してください。3炉運転して、207tなんです、計画量の。

○証人（松井一晃君）

すみません、私自身、この数字を見ておって、技術的な説明って、ちょっと私自身ちょっとできないんですけれども、

○委員長（西口雪夫君）

先ほどからの答えが、メンテナンスができなかったから、能力が発揮できなかったということと言われたんですけれども、稼働当初から全く能力が発揮できていないんですね、これを見たら。

○証人（松井一晃君）

ちょっとよろしいですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

（証人と補佐人相談中）

○委員長（西口雪夫君）

じゃ、ちょっといいですので、次に、書記、甲第11号証をちょっと提示してください。

（証人へ甲第11号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

試験運転のがありますね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

これ、引渡性能試験の結果が出ていますけど、3月16日、3月17日、これが302t、311t、3炉運転で処理できているんですね。そして、3月20日でも2炉運転で、233t処理ができていますよ、試験のときはですね。これ、稼働の本当に1週間、10日前ですね。ところが、稼働したら、全くこの能力、本当は発揮すべきでしょう、引渡性能試験が、これだけの結果が出ておればですね。3月16日と3月17日は300t燃えているんですよ。ところが、4月の19日からの3炉運転では、全く300tという数字じゃなくて、200遁近くの数字しか出ていないのはどういう意味、メンテナンスじゃないでしょう、これは。ちょっと説明をしてください、この辺を。

○証人（松井一晃君）

メンテナンスじゃないと言われても、ちょっと私自身何と答えていいか、ちょっと技術じゃないので。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどからの証人の証言がですね、メンテナンスができなかったから、処理量ができなかったと言われたので、私はもう最初からこれだけの能力しかできていないことを指摘したわけです。

○証人（松井一晃君）

わかりました。ごみ処理を行うに当たっては、ごみピットございますね、ごみピットに入ってきたごみを攪拌しながら、ごみ質を均一化して行って、ごみホッパーに投入して、ごみ処理を行っていくわけですね。先生のおっしゃった、どういうごみが、私自身ちょっと今、補佐人にちょっと聞いたんですけども、いわゆる産業廃棄物であるとか、そういったごみ処理に係わるごみが、色んなごみが入っていて、ごみのものに関して混乱していたという、補佐人からの話、そういったものを考えると、いわゆる一般家庭から出てくるごみだけだったら、多分問題なかったと思いますけれども、そういう産業廃棄物とか、そういったカロリーの高いものであるとか、処理がしづらいもの、そういったものが入ってきたら、当然処理量は落ちると思います。

○委員長（西口雪夫君）

しかし、予備性能試験とか引渡性能試験のときには、その量が、本当に1週間、10日前のことですよ、そのときにはそれだけの処理ができておって、何で急にごみ質が悪くなるんですかね、1週間や10日で。

○証人（松井一晃君）

それはちょっと、そのごみピットから投入していくごみが、先ほどの先生の資料でいくと、ピットの前に溢れていますよね。通常だと、一般的なごみの場合は、試運転をやって引渡しをされる段階においては、ごみピットの部分というのは、基本的に空になっています。

○委員長（西口雪夫君）

この甲第11号証をもう1回見てくださいね。

実施状況の中に、指定されたごみ質すべての範囲について、計画量を満足することを確認しましたとあるんですね。この実施状況の中にですね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

ということは、指定されたごみ質とは、どこからどこまでですか、指定したごみ質というのは。

○証人（松井一晃君）

指定されたごみ質というのは、高質から低質の範囲の中におけるごみ質だと思いますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

ですね。多分1,100から2,800の範囲ですね。

○証人（松井一晃君）

発注仕様書に書かれているやつですね。

○委員長（西口雪夫君）

それに指定されたごみ質のすべての範囲について計画量を満足することを確認しました。とあるんですね、これにはですね、報告の中にですね。ですから、これ、ちょっとごみ質が少し悪くても、能力はあるはずでしょう。今、さっき言われた説明は、なっとらんとおもいますけどね。この試験が本当に実施されて、この性能ができとるとやったら、10日後の本格稼働後も、この能力を本来ならば発揮すべきじゃなかったんですか、機械とすれば。

ここで10分間休憩します。ちょっと後でお答えください。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして委員会を再開させていただきます。

補佐人に申し上げますけれども、先ほど証人から補佐人へ助言を求めるとき、私は許可をしましたがけれども、法的なことのみを、「はい、わかりました」の声あり）助言を求めてください。補佐人も法的なことだけ助言をよ

ろしくお願いします。

それでは、上田委員、質問を続けてください。まず、上田委員。

○委員（上田 篤君）

それじゃ、時間ありませんので、移ります。

次、LNGの使用量の削減という効果ですね。これについてお尋ねします。

甲第13号証の8ページ、ここに表の4の3というのが下にあります。

（証人へ甲第13号証の8ページを提示）

○委員（上田 篤君）

これは改善改良工事終了後の、一番端に平成20年度の2炉運転の場合のLNG使用量、これが38.6kg/t当たりということでありますよね。そして、その上のほうに表の1というのがありまして、ここに区割りが実施設計図書というところがありますね。その右のほうを見ますと、これは実施設計の時点での予測ですよ。ごみが2,000kcal/kgの場合、これは3炉運転ですけれども、16.9kgごみ当たりのトンということで書いてあるんですけれども、実際は16.9に対して38.6ですから、倍以上使っているわけですよ。LNG量ですね。

これはせっかくの改善改良工事であっても、効果を得られていないと思うんですけれども、どうでしょう。

○証人（松井一晃君）

ちょっと、私自身、先生のおっしゃる部分でいけば、2炉運転のところでのろしいんですね。表4の3の。

○委員（上田 篤君）

20年度は2炉しかありませんので、はい。

○証人（松井一晃君）

2炉運転で20年度は38.6という数字はそうですけど、技術的にどういう形で倍数的になっているかというのは、私自身が契約とかそういった事務系の出身ですので、わかりませんが、従前、こちらで証人に立った大杉とか佐藤というのはどういった形でご説明されたんでしょうか。それが質問されなかったのか、ちょっと確認したいんですけれども。

○委員（上田 篤君）

それは、私はしておりません。

○証人（松井一晃君）

ちょっと技術的な話になると、ちょっと私も専門家じゃないので、どこまでどういうふうに先生に回答するかというのはちょっとわかりませんし。

○委員（上田 篤君）

私は営業職であれば当然ある程度のところまでは深く知っておられると思

って聞いているんですよ。そうじゃないんですね。

○証人（松井一晃君）

そこまでは、私はちょっとわかりませんね。

○委員（上田 篤君）

じゃ、次に移ります。

この改善改良工事の費用総額、これは幾らだったんですか。幾らかかったんですか。

○証人（松井一晃君）

それは、私自身、営業契約とかそういった形をやりますけれども、これを進んで行ったのは技術の当時、大杉とかが行っていたと思うんですね。だから、そこでやっていたから、そういう工事費用については、私はわかりません。

○委員（上田 篤君）

わからないんですか。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（上田 篤君）

じゃ、次に移ります。

先ほど、費用負担はすべてJFEが持ちましたという話だったんですけれども、発注仕様書とか契約設計図書とか、あるいは今、問題になっている性能保証に関する覚書、変更ですけどね。これに色々費用負担の問題、書いてあるんですね。例えば組合が作って業者に示したのが発注仕様書ですけども、すみません、甲第3号証、甲第30号証の1の提示を、それと甲第10号証も一緒をお願いします。

（証人へ甲第3号証、甲第30号証の1、甲第10号証を提示）

○委員（上田 篤君）

それは甲第3号証と甲第30号証の1と甲第10号証ですね。ちょっとだけ確認していただけますか。

じゃ、すみません。第3号証のほうからちょっと、その27ページですね。この上のほうに、第7節、保証期間とありまして、1保証期間、その中に本文の3行目、「保証期間中に生じた設計及び施工並びに材質及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、または取替を行わなければならない。」とあるんですけれども、この文章は見られたことありますか。

○証人（松井一晃君）

はい、見たことはあります。それは19年の4月以降にこの文書は見まし

た。

○委員（上田 篤君）

こちらに赴任されてから。

○証人（松井一晃君）

はい、担当になってからですね。

○委員（上田 篤君）

あと、同趣旨の文章として、甲第30号証の1、1の6の2というところがあるんですけどね。これは当時の川崎製鉄株式会社がつくった文書ですよ。この1の6の2ページの一番上、保証事項とありまして、ここで責任施工とありましてね、これを読み上げます。「性能を発揮するために当然必要なものは貴局の指示に従い、弊社の負担で施工するものと致します。」とありますね。これもご存じですよ。

○証人（松井一晃君）

これは今、文書としては見させていただきましたので、はい。

○委員（上田 篤君）

それ以前は、赴任されたときはこれを見られなかったんですか。かなり大事な。

○証人（松井一晃君）

余り私自身としては、うちの平成10年11月の文書については、さっと見たかもしれませんが、ちょっと覚えていません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。これがあります。

もう1つ、10号証、これはちょっと今、問題になっている性能保証に関する覚書の変更のところですけども、2ページですね。2ページの2、真ん中辺ですね。保証及びかし担保ということであるんですけども、その本文の5行目ですかね。適切な云々があって、その一番右のほうですね。「瑕疵と判断された場合には、乙は自らの費用で補修する責を負うもの。」というふうにあるんですね。私はさっきの改善改良工事をJFEが持ったのは自分たちのほうに否があるからだというふうに思っていたんですけども、そうじゃないということですか。もう1回、再確認したいんですが。

○証人（松井一晃君）

今、先生からいただいた3つのものの、例えば発注仕様書についていけば定格としてのものを造り上げるということでございますので、その設計及び施工並びに材質及び構造上の欠陥というのがあれば、当然瑕疵なんだろうけど、それが具体的にどのことを指すのかというのはわかりませんから、先生のおっしゃる質問の部分ですね。

○委員（上田 篤君）

能力を発揮していないということは、私は瑕疵とか欠陥に当たるんじゃないかと思うんですよ。先ほども質問されたでしょう。

○証人（松井一晃君）

はい。そういう意味では、定格として先生から、先ほど、休憩以前のお話ですけど、定格としての300t、ごみ処理能力としての80,665tという部分で、定格としては発注仕様書にのっとってJFEとしては造って、それから性能試験を受けて合格し、それからこれは交付金、補助金の事業ですから、会計検査院の会計検査があるわけなんですけれども、会計検査においても2回くらい会計検査があったと思うんですが、会計検査においても能力を発揮しているということで適切な施設だというふうに会計検査からは指摘されていると私は認識しています。

○委員（上田 篤君）

組合等は、さっきあったように、1日300tの処理能力ということであれば、実際発揮されていないわけでしょう。さっき図で見てわかるようにですね。

○証人（松井一晃君）

それは、定格としては300tですよ。ごみ処理に当たっては、日々入ってくるごみとか、ちょっと僕も17年、18年、どういうふうなごみが実際に入ってきたというのはこの資料しか見ていませんからわかりませんが、日々においてごみは変動しますよね。（「当然」の声あり）そうしたごみの変動、それから燃やしにくい産廃が入っていたというふうに聞いていますから、そういったものだったら当然そういう能力は落ちますよね。だからできていなかったんじゃないかと私は思います。

○委員（上田 篤君）

あくまでもごみ質が問題だという証言ですね。

○証人（松井一晃君）

ごみ質とか、それから産廃とか、布団とか何か色々入っていたように聞いていますので、直接私自身がそれを見ていませんから、何とも言えませんが。

○委員（上田 篤君）

幾らJFEが大きな会社とはいえ、かなりの費用が掛ったと思うんですよ。改善改良工事ですね。よくそれを当方で負担ということで判断されたなと思ってですね。

○証人（松井一晃君）

それはJFEがやはり契約というものを守っているんじゃないですか。性能保証の覚書（変更）において、決められていますよね。運転管理費だとか、

メンテナンス費とか、そうしたものを超えない部分において、とにかく県央県南のごみ処理をやらなきゃいけないという第一義的な命題がありましたから、それを誠意を持って対応していたんだと私は思います。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員にお願いしますけれども、ほかの委員からの補足質問もございませぬので、25分ぐらいまでをお願いします。

○委員（上田 篤君）

すみません、次に移ります。

甲第52号証をもう1回見てもらっていいですか。甲第52号証の2ページから3ページなんですけど、そこに炉下部水冷化範囲拡大という工事について説明があるんですけども、耐火物が損傷しているということでその工事をやったわけですけども、この耐火物の損傷、その原因はどういうことなんでしょうか。

○証人（松井一晃君）

すみません、ちょっと技術的な話になると、私は何とも言えないんですけど。

○委員（上田 篤君）

わかりました。非常に高温で溶融するものですから、それは当然、そういうのが原因で耐火物が損傷するというのは色んな本に書いてあるから、そういうことだと思うんですけども、当初からそういう設計なわけですから、この中の短期間に損傷したら困ると私は思うんですけども、その辺も、今後こんなふうに耐火物というのはずっと損傷して取替え、取替えというのは続いていくんでしょうか。

○証人（松井一晃君）

一般的な炉のことでよろしいでしょうか。説明させていただければ。

○委員（上田 篤君）

ガス化溶融炉関係ですけど。

○証人（松井一晃君）

はい。ガス化溶融炉でいけば徳島が、私が一番知っている炉なものですから、徳島でもやっぱり2、3年に一度くらいは耐火物は替えていると思います。

○委員長（西口雪夫君）

上田委員、時間がございませぬので、次の質問に。

○委員（上田 篤君）

わかりました。次、ごみプレス油圧シリンダ、この工事費のことでちょっとお尋ねします。

この工事が必要になった理由として、甲第52号証の3ページの下段、ここに図面が書いてあります。ここに引出し線でありまして、シリンダロッドの腐食による油漏れとあるんですね。これはどういうことかわかりますか。

○証人（松井一晃君）

すみません。当日は立会いましたけれども、技術的な部分はちょっとわかりません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。まだ本格稼働して2年しか経っていないんですね。そういうときにシリンダが腐食しているということなんですけれども、どう考えても、たった2年でそうなるというのはおかしい、おかしいというか早過ぎると思うんですがね、そう思われませんか。徳島ではこういうことがありましたか。

○証人（松井一晃君）

徳島でも油圧シリンダについての油漏れというのは、ちょっと私自身は記憶ありません。

○委員（上田 篤君）

記憶にない。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（上田 篤君）

この工事総額ですね。費用が幾ら掛ったかというのはさっき言われましたかね。

○証人（松井一晃君）

いや、金額については、私は答えていません。

○委員（上田 篤君）

はい。じゃ、とりあえず終わります。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、補足質問をお願いします。町田委員。

○委員（町田康則君）

証人、今、お聞きしていて、技術的なことはわからないということをおっしゃっているんですが、少なくともだれが考えてでも、ここは300t、100tのを3炉、300t。これは処理能力が300tあるということですよ。

○証人（松井一晃君）

定格として300tの炉だと思います。

○委員（町田康則君）

そうです。国の基準では、1日100tできるということは、これは計画

休止日数というのがありますよね。1炉当たり70日持っていますね。そしてたら365日でするんじゃないくて、295日でした場合に、計画的に1炉100tありますよということですよ。

○証人（松井一晃君）

割り戻した場合ですね。

○委員（町田康則君）

そうです。ですから、295日ということは70日間もそういうふうな計画休止日数をとって、そして、なおかつ1日100tあると。それが施設のここの言っているJFEが造った施設なんです。ですから、当然今、221t、80、665tを割った場合には365日で割ったときに221tなんです。365日使用しないでしょ。295日だったら本当は273tも上がってくるんですよ。

ですから、今、言われた甲の13号証の2ページ見てください。ごみ量がありますね。ごみ量、2番目、2の2。80、665tというのは、あくまでも今、こちら側が出している数字で、221tというのは処理能力ではないはず。処理能力は300tあるわけですから、それをつくってもらったんです。あくまでも221tというのは365で割ったときの1日の平均処理量に過ぎないんですよ。言い方としてね、そこをどうも勘違いされている。

そして、17年、18年、19年に来られたと言われたけど、17年も18年も19年も、足して3年間の合計で1.8%しか量は多くないんですよ、量的には。そんなに18%多いとか20%多いわけじゃない。ですから、量も多くないから、實際上これはきちっと最初から処理ができる施設であれば問題はなかったんです。それが問題に今、なっているわけです。それについてどう思いますか。

○証人（松井一晃君）

よく覚えていませんけど、平成13年の11月に組合さんがごみ処理基本計画。平成13年の11月に作られた県央県南のごみ処理基本計画というのがあると思いますが、その中で先生のおっしゃった221tというのは、平成21年度のごみ1日当たりの処理量です。

そのときのごみ処理基本計画においては、多良見町と深江町のごみ処理施設は稼働しているという形で、平成21年度からそれが入ってきて221tになりますというような形だったと思います。それは書類を見ていただければわかりますけど、だから先生のおっしゃる数%多いじゃないかとかという部分については、ちょっと私も何とも言えないんですが、21年度において80、665tを超えないという部分で、環境行政をされていたわけですよ。

で、年度としてその部分については、先生のおっしゃる定格としての300 t、車でいったら180 kを出す車、180 ずっと出し続けるかといったら当然出せないと思いますけれども、そういう部分でのお話になるんじゃないかなと思います。

○委員（町田康則君）

いえいえ、処理能力は300 tあるんですよ。こちらはそれを造ってもらったんですよ。処理能力が221 tじゃないわけですから。処理能力として300 tあって、量的にもこんなくらいで、これくらいだったら本当は十分処理していかなくちゃいけない。

それなのに、あなたがこれは当然来られる前のことだけど、知っていられちゃうと思いますけど、稼働を始めてすぐに、6月から8月に長崎へ2, 538 tも、ごみを搬送されていますよね。稼働してからすぐにそういう状態になったんです。

それから、12月から補強工事、19年のあなたが来る前までに排水処理とか液体酸素とかシリカとか色んなところの補強工事をやった。しかし、能力が上がらなかったんです。それで、最終的に19年のあなたが来た6月から改善改良工事3炉、1炉、2炉、3炉のそれをして、やっどこさ何とか燃えるようになった。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、自分の認識じゃなくて、質問をしてください。

○委員（町田康則君）

いやいや、わかっています。ただ、そこら辺の最初の認識が、全くこちら側が改良工事の機関を持っていないから、今、西口委員長が言われてあるでしょう。それで能力が発揮できないでおる。そうじゃなくて、最初から能力を発揮されていないんですから、その認識だけはちゃんと持っておいてもらいたい。そこなんですよ。

そうですからね、とにかく質が云々という中に、あなたが来られる前だけど、ごみピットの中に排水の水をJFEが勝手に入れたのをご存じですか。

○証人（松井一晃君）

それは大杉が証言していますよね。それでそういう話があるというのは認識をしました。

○委員（町田康則君）

あなたが幾らどんなに技術者じゃなくても、ピットの中に溢れるぐらいに水を入れるということはどう思いますか。

○証人（松井一晃君）

それは、ちょっとコメントしづらいんですけども、こちらのやつは水を

外に出さない方式ですので、そういったことで水を処理したのかなということしか、ちょっと思い当たらないんですけれども。

○委員（町田康則君）

それはどう考えてでも、ほかに産廃として持っていけばお金も掛るし、色んなので、元々中で処理する機械というふうに売り込んであるのに、それが何かばれるかどうか困って、それで水入れたんじゃないですか。

○証人（松井一晃君）

それは私自身関与していないので、わかりませんが。

○委員（町田康則君）

だからね、そこら辺の手続にしてでも何にしてでもやられた。それも水をピットの中に溢れるぐらいですよ。何千tになりますよ。ちょこっと入れたぐらいなら、それは何も問題ない。そんなに入れて、あなたが少なくとも、ごみ処理関係者として、やっぱりおかしいというのは持つべきだと思いますか。

○証人（松井一晃君）

大杉がどういうふうにしたか、ちょっとわかりませんが、当時としては、とにかくごみ処理を優先されたんだと。そうした中で水も何らかの形で対応しなきゃいけないという形で、やむにやまれず対応した行為じゃないかなと。詳しくはわかりませんが。

○委員（町田康則君）

はい、わかりました。じゃ、もう1つ聞きます。

これを入札する応札条件というのはご存知ですよ。

○証人（松井一晃君）

はい。それは書類としては見たことがあります。

○委員（町田康則君）

そうですね。応札条件で用役費、電気、ガス、用水、人件費も入れて、年間6億7,500万円とさせていただきますということで応札条件をした。そして、落札した川崎製鉄が、そのときに最初、覚書が5億8,700万円と計画、覚書はしてあります。その後、変更覚書で3年間で14億6,100万円なんですけど、それを3年間で割ると4億8,700万円。何か下がったみたいだけど、そのときに用役費、電気代等が含まれていませんよね。

だから本当から言ったら、まだこのときは、あなたが会議なんか出ているんだけど、実際上、この覚書を変更までしたときは、まだここが稼働していませんから、組合としてはだれ一人、どれだけ掛るかなんて知らないんですよ。そこを本当に知っているのは、おたく、JFEだけなんです。その状態でも変更までされたんです。そして、実際に17年度に掛ったのが11億2,

187万4,000円かかっておる。それについてはどう思われますか。

○証人（松井一晃君）

その覚書自身についてのコメントということ言えば、当時、私は関与していませんけれども、組合さんもそれなりに理解し、それで契約手続をとったというふうに私は判断しますけど。

○委員（町田康則君）

それなりに理解で、全然稼働もしていないのをどうやって理解するんですか。僕でも言葉で言われてでもわかりません。實際上、1カ月でも稼働して、動かして、ああ、これだけ掛りますよというんだったらわかるけど、稼働する前の16年12月22日に変更後、されているんですよ。わかるわけじゃないですか。

○証人（松井一晃君）

すみません。当時担当していないもんですから、それはどういうふうに説明し、どういうふうにされていたかというのは、私自身はわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

次、松永委員、お願いします。

○委員（松永隆志君）

松永でございます。よろしく申し上げます。

松井さんはここに平成19年に来られた。営業担当だったということですので、技術のことを聞かれてもお答えに窮されるのは当然じゃないかと思っております。

先ほどの証言の中で1点だけ訂正お願いしたいのは、221tというのは平成21年のこの地域でのごみの排出量ですよ。処理量じゃないわけですね。

○証人（松井一晃君）

すみません、言い間違えでございます。

○委員（松永隆志君）

処理量で考えておられたら、もうJFEとして大きな考え違いをしておられることになりますので、その辺は訂正でよろしいですね。

○証人（松井一晃君）

はい。先生がおっしゃるのは、平成13年の11月につくられた数字でのお話ですね。（「はい」の声あり）それですね。排出量が221tです。

○委員（松永隆志君）

ですので、365日掛けると80,665t。これはもう単純計算ですぐ出てきますよね。だから、80,665tを290日ぐらいで、本当は計算上270日で処理となっているんです。十分休ませながらと。だから、30

0 tが必要だというので、こういうものを造ってくださいと。だから、300 tの処理能力がないと80, 665 t、221 tだったらもう365日ずっと回していかないといけないということになるので、その辺は充分知って言われていると思うんですけど、何か先ほどのご説明はちょっと違ったかなと。もう大分昔のことで忘れられたのかなと思いますので、その辺はきちっと認識しておられますですね。

○証人（松井一晃君）

言い間違いというか、ちょっと数字の認識が。

○委員（松永隆志君）

だと思います。そしたら、営業担当で契約とか何かのご専門だったということで、先ほどお見せいたしておりました甲第30号証の3、この協議の横長の太い紙で、松井さんが平成19年の8月7日から。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、ちょっと待って。書記、いいですか。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○委員（松永隆志君）

はい、それですね。右側、平成19年8月7日から平成20年の4月23日まで、この間ずっと協議に参加しておられて、この順番からいったらJFEで一番に書いてあるということは、この協議では一番の責任者であられたんじゃないかなと思うんですけど、間違いございませんか。

○証人（松井一晃君）

はい。そのときはそうですね。久野が9月までいて、彼が10月で転勤しましたから、ちょうど久野と引き継いだような形になっていたと思います。

○委員（松永隆志君）

はい、だからこの協議そのものは、実際にどういうことが協議されたのか。当然、協議で主張が食い違って、最終的にはもうおられませんけれども、20年の6月5日をもって、この下に書いてありますように、協議決裂によって裁判に及んでいるわけです。この間、おられなかった17年11月29日からずっと話し合いが行われているわけです。少なくとも松井さんがJFE側の代表としておられたときに、どういうふうなことが話されたか。どういう協議をされたか。

○証人（松井一晃君）

組合さんとしては、先ほどから先生方がおっしゃるようなLNGの部分、費用負担ですね。それはどういった形なのか。ちょっと今、取られちゃいましたけど、性能保証の覚書（変更）の中に17年、18年の部分については精算を行うという条項があると思うんですが、それに基づいての話もしなき

やいけないですし、それから契約は17年、18年、19年というのが3年間の契約があるんですが、20年以降、20、21、22という契約というのはないんですね。最初に冒頭のほうでも言ったかもしれないんですけど、それはやはりどういった形で契約を結んでいきたいと思いますかという部分を色々な案を出しながら協議をしていったということです。

○委員（松永隆志君）

もう1つには、ちょうど17年11月29日ですから、稼働してから大体半年ぐらいたっておるわけですよ。本格稼働からこの協議がスタートした17年。ということは、経費的にこれはもうかなり掛る、思ったより想定以上に掛っているよという組合の意図もあって、それでこの経費についての精算、先ほど一番最初に経費についての精算方法とか何かの話、当然組合側の主張とJFE側の主張というのは、ここの時点でちょっと違っていたわけですよ。

○証人（松井一晃君）

そうですね。

○委員（松永隆志君）

組合側はどう主張されましたか。

○証人（松井一晃君）

組合側は、だから先生方のおっしゃるように、まず能力がLNGとか電気代というのが当初の部分よりも多く負担しているから、そういったものの負担をJFEに対してお願いしたいというお話は当然組合さんから出てきますね。

○委員（松永隆志君）

そうですね。組合側から主張したのは、応札条件、そして年間経費内訳書、そちらから出されているやつ、そして覚書ですね。当初の覚書に書かれている金額で、それより掛っているんだから、当然JFEの負担でしょうという話が出てきていたと思います。

○証人（松井一晃君）

私はどういった形で協議されて、性能保証の変更覚書ができたかわかりませんが、16年の12月の日付で変更覚書というものができていましたから、その中でも先生がおっしゃった応札条件だとか年間経費内訳書とか、性能保証の覚書とか色々あるけど、それよりも優先するというふうに書かれていたものですから、その規定の中のLNGだとか電気代の算出する部分ありますね。それに基づいてJFEとして負担する部分はこうじゃないかと。もっともその中に罰則規定の適用免除という項目がございましたので、基準ごみ2,000kcal、80,665tの場合には、適用しない

というふうに書かれておるものですから、それを見ながら協議をしたという形になります。

○委員（松永隆志君）

ということは、組合側はこの協議の中で、いや、そういうふうなことで変更覚書を結んだんじゃないよということを主張したんでしょう。

○証人（松井一晃君）

組合さんは当然主張されますね。私どものほうとしては、明確に日付も一番新しいし、優先すると、明確に契約書の中に書かれていますから、こちらじゃないでしょうかという形で協議をやったということですね。

○委員（松永隆志君）

契約というか変更覚書協議の相手側が理解していなくて、言ってみれば、言われた80,665t、2,000kcalを前提とするわけです。それ以外のことは免責されますよという、そのことというのを組合側は理解していなくて、これはそういうのじゃないでしょうかということ、こういう協議がされたわけですね。組合側の主張というのはそうだったんでしょう。

○証人（松井一晃君）

明確に理解していないとか、ちょっと私も覚えていませんけど、組合さんとしては最初からのお話の一連の流れの部分、それからJFEとしては変更覚書の部分、ここでジャブの打ち合いというんですかね。だから明確に理解していないと私に言われても、それ以前の話で契約書を作られているわけですから、それは私自身はちょっと何とも答えようがなかった。

○委員（松永隆志君）

そしたら、はっきりさせたいのは、組合側はこの時点、松井さんが担当されて、その協議の中で明らかに変更覚書で言っている中身というのは、これはもう裁判のあれにもなりますので、JFEの主張のように、確かに文書ではJFEは変更覚書の記述というのを大前提にして、それが最優先するという主張をされていますけれども、そうじゃないですよというのは、組合がこの中でずっと一貫して主張したわけですね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（松永隆志君）

それは間違いございませんですね。

○証人（松井一晃君）

はい、それはないと思います。それと、あとこれ以外にも、ここにも坂本さん、今里さんとかとなっていますけど、高田顧問がいらっしやいましたので、高田さんともこれ以外でもちょっと打合せはしています。

○委員（松永隆志君）

これ以外で、どういうふうな。

○証人（松井一晃君）

協議以外でも高田さんと覚書改定の過去のいきさつとか、そういうのをお聞きしたりとか、そういうのは話としてはありましたね。

○委員（松永隆志君）

しかし、この時点で組合側とJFEとでは、ここでもう既に見解の相違であったわけですね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（松永隆志君）

本来、覚書は双方がきちっと理解した上でするならば、あとは細かな経費の精算についての打合せを行えば済むところが、そうじゃなかったというのが、この平成17年11月29日から、10何回ですか、20回近く行われている協議というのはすべてそうだったわけですね。そして、最終的にこの協議が決裂したというふうに思うんですけれども、それはもう、おられて、どちらの主張が正しいとかなんかじゃなくて、事実関係としてそういうことがずっと繰り返し行われていたということで間違いございませんか。

○証人（松井一晃君）

そうですね。こちらが案を出したり、組合さんから文言についての訂正の申し出があるというふうな形で色々とその協議を続けていきましたけど、成果物として結局何もなかったという。

○委員（松永隆志君）

そして、JFEの主張としては、もう松井さんもずっとこの会議で主張されたと思うんですけれども、変更覚書、ちゃんと印鑑もついて、ちゃんとこれが優先すると書いてあるじゃないですか、それは当然理解した上で判こを押されたんでしょうということを当然主張されたんですか。

○証人（松井一晃君）

私としてはそうなりますね。どういう経緯があったかはちょっとわかりませんが、押されて成果物として契約書がありましたから。

○委員（松永隆志君）

そしたら、組合側はどういうふうな回答していますか。

○証人（松井一晃君）

組合さんは覚書変更そのものが、やっぱり自分たちとしては、完全に理解している云々というのはちょっとわかりませんが、そのものじゃなくて、その前の覚書云々という部分は後になって出てきました。だから、前半

の部分においては、性能保証の覚書の変更というのは当然組合さんも認知はされていましてから、その部分の中においての話というのはあったと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、もう時間もございませんので、あと1点だけ確認させていただきます。

この協議の中で、恐らくちょうど松井さんがこの会議に加われた、平成19年の夏から秋ごろにかけて、組合のほうから変更覚書というのがそれまで組合議会や何かの中でも非公開になっていたんですよね。組合議会や何かの答弁を聞いても、それはなぜかといったら、JFEのほうから、これは色々な性能とか、そして経費についてはまだ協議中の部分もあるから、こういうものについてはまだ公開しないでくれという申し出がずっとされていて、そして、それについて証人に対しても公開しないと、議会や何かもあるんで、これはもう予算や何かを通していくためには絶対公開せんといかんですから、いいですかと話をされたんじゃないかと思うんですけれども、ご記憶ありますか。

○証人（松井一晃君）

ちょっとこの回に行っているとか、そういうのをちょっと覚えていませんけど、私自身としては契約書ですから別に公開しても構わない話だと思いますけどね。思っていました。

○委員（松永隆志君）

しかし、そういう話を持ち出された記憶はございませんか。

○証人（松井一晃君）

それはありますね。19年の議会ありますよね。そういつたときにも、先生方はどんなのだという話があったと。僕自身が見たことなかったんですけど、概略版みたいな何かあって、そういうので議員の先生方には説明していますというような話を当然その場でありました。

ただ、私としては契約行為というのは、議会承認が必要なのか、ちょっと組合さんの規定によっても違いますので、何とも言えないんですけど、当然あるのはご存じじゃないかなと思っていましたけど。

○委員（松永隆志君）

そしたら、松井さんのこの段階で、それはもう公開しても構わないんじゃないですかということで、組合に対して回答されたということですね。

○証人（松井一晃君）

そこは明確にちょっとそれは覚えていないですね。

○委員（松永隆志君）

今から組合側の色んな資料とか文書をもう1回探してみようと思うんですけども、どうもその時点でちょうど松井さんがこのJFEの契約や何かにも代表として協議されている。このころに表に出していいような話になっていたようなんです。

○証人（松井一晃君）

多分それは担当のほうは久野から私に代ってきましたし、私自身はとにかく20年以降の契約をしなくちゃいけないんです。20年以降の契約をしなかったら無契約でのこちらの請負という形になっちゃいますので。

○委員（松永隆志君）

わかります。だから、それで松井さんとしては、何もそうじゃないから、それは出して結構ですよというふうなことをこの中で言われた記憶はあらわれるんでしょうか。

○証人（松井一晃君）

ちょっとそこは明確に言われると、これだけやっていますから、いつの時点でそういうことを言ったかはちょっと覚えていません。

○委員（松永隆志君）

私らは組合議会や何かとか色んなこちら組合側のほうからのあれを聞くと、そのときに組合からそういう提案をして、出していいじゃないですか、出さないとしたらとても議会に対しても説明がつかなくなるということで出すことが、そしたら松井さんのほうがオーケーですよと言われたようなことを聞いているんですけども。

○証人（松井一晃君）

だから、先ほどから言っていますけど、とにかく20年度以降の契約をしなきゃいけない。そうすると、極端な話ですけど、今、ある性能保証の覚書の変更は今後3年間維持できるとか、継続するとか1行入れれば済んじゃう話なんで、契約担当者の私としてみれば、性能保証の変更覚書の最後の行に。

○委員（松永隆志君）

だから20年以降の契約については、今、言われるとおりにわかるんですけど、その当時、そういう会話がなされたとか、協議がなされた記憶はございますか。

○証人（松井一晃君）

それはあります。

○委員（松永隆志君）

ありますね。ということは、それまでは組合側が勝手にあれしてという、何も了解もとらずにあれじゃなくて、当然JFE側、川鉄も含めてJFE側から、それを出すのはやっぱりはばかりですよというお話があったから差し

控えていたということが、それはその当時おられなかったからわからんでしようけれど、それがあったからそういう協議があって、そしてオーケーを出されたというふうに考えるのが、それがどうこうという分じゃないんですけど、その辺がちょっと食い違っていたもんですからですね。

○証人（松井一晃君）

私としては、とにかく契約行為があって、両者が承認している話ですから。

○委員（松永隆志君）

出していいんじゃないですか。

○証人（松井一晃君）

情報公開の時代ですから、それは構わないと僕は思っていました。

○委員（松永隆志君）

それで、松井さんの段階において組合側と協議がなされて、そして松井さんもそれでいいでしょうということで公開ということがされたということですね。

○証人（松井一晃君）

いや、先生、そういうふうに念を押されるとちょっと、私の一言で。

○委員（松永隆志君）

単純にその当時の会話として、そういう会話の了解があったかどうかと。

○証人（松井一晃君）

そういう話をして、私はとにかく開示しても全然問題ないんですから。

○委員（松永隆志君）

問題ないことだから、松井さんとしても問題ないからそれは出していいんじゃないですかと。

○証人（松井一晃君）

でも、明確に出していいんじゃないですかといつの段階で言ったかも覚えていないので、その点は何とも言えない。

○委員（松永隆志君）

状況としてはそういうやりとりがこの中であったということはお記憶の片隅にあるということですね。

○証人（松井一晃君）

委員長、こういうのはどういうふうに答えればいいんですかね。（「あったかどうか」の声あり）この偽証ということ、私もわからないんですけども。

○委員長（西口雪夫君）

松井さんの偽証にならないんですけど、実は前に証人で来ていただいた方が、証言の中で組合が出してくれるなというふうに言われたんですね。

○証人（松井一晃君）

多分それは久野が言ったかと思うんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

それがちょっと食い違うもんですから。

○委員（松永隆志君）

だから、久野さんとも同じ日におられて、松井さんはそれを出すのはあれでしょうと言いながら、そしたら、その前から何で組合側が出していいんじゃないですかと協議が行われたということ自体が不思議なんですよ。

○証人（松井一晃君）

僕はとにかく出していいと。とにかくあるものは、先ほど上田先生から見せていただいたような細かい技術的な資料がございますよね。ああいうのは会社のノウハウが入っているものですから、技術資料なんかはちょっと外に出されると、やっぱり特許の関係だとかよくありますので、それはお断りをしていたと思いますけど、それ以外の契約行為については全然私自身は、契約担当者でしたから、全然そういうのは問題ないと思っていました。

○委員（松永隆志君）

わかりました。しかし、今のお話では、そのときのやりとりとして、組合側から出していいのでしょうかという、それは問題ないんじゃないですかということのやりとりはやったということですね。そこだけ押さえれば問題ございませんので。

はい、以上で質問終わります。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員、ほかにも質問ございますかね。

じゃ、ここで休憩をしまして、午後1時から、また開会します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

補足質問を受けます。

○証人（松井一晃君）

すみません、議長、ちょっと午前中の松永先生の質問に対して、私自身の、ちょっと補足させていただいて結構ですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

○証人（松井一晃君）

松永先生が性能保証の覚書の変更を組合議会さんに対して提出に当たって、

私が決めたから提示になったみたいな、「提出」の声あり）提出してもいいよというふうになっていたと思うんですけど、J F Eのスタンスとしては、ちょっと誤解があってはいけないので言いますが、本来組合さんが組合議会さんに対して出される契約書でございますので、J F Eとしては特段いつ、どのようなときに出されても、それは組合さんと議会の関係ですから、J F Eがこれを出すなどか、そういった発言は僕はないと思うですよ。J F Eとしては基本的に契約の当事者ですけども、議会とJ F Eという関係でいけば、何ら利害関係ございませんし、むしろ、組合さんと事務局と議会の関係ですから、そこでの話ですから、J F Eとしては特段そういうのはなかったというふうなのが1点とですね。

それから、松永先生が組合のほうと私どもが性能保証の覚書の変更の協議を19年からさせていただいたんですけども、それについては基本的に組合さんのほうと性能保証の覚書の中の条項の解釈をめぐって、いわゆるどういう言葉、言葉の部分について色々と協議をしていって、解釈していったんですけども、お互いその言葉の解釈について了解がとれなかったと、例えば、建築電気設備であるとか、予備品・消耗品等とかという、等とかとあるんですけども、そういう言葉がどういうところまで含まれるとか、そういった細かい性能保証の覚書の中身の言葉、その部分の解釈を延々とわたって色々とやっていたという部分があります。一部、応札条件云々とかいう話はありませんけれども、基本的には私がいた19年の7月からですか、の段階においてはそういう契約書の中の解釈が主体だったと思っています。

以上です。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員、質問を続けてください。

○委員（松永隆志君）

今のご説明、わかりました。しかし、もう1回確認しますと、来られてすぐのとき、組合側からこの提示についての話はあったんでしょう。

○証人（松井一晃君）

あったと思いますね、それは。記憶としていつ言われたかというのはわかりませんが。

○委員（松永隆志君）

こういうものを組合議会に提示してよろしいですよという、そういう確認、言ってみればそういう行為はあったのは事実ですよ。

○証人（松井一晃君）

僕自身、覚えていないので、ちょっと何とも言えないんですけど、先生がそういう資料があるのであれば、あったんだとは。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

そしてもう1つが、今、協議がなされた中で、その解釈によって色々の相違があつて、それを詰めるための協議がずっと繰り返されていたわけですね。それは細かな字句にわたつてのことだと思ふんですけれども、甲第10号証をちょっと提示をお願いします。

（証人へ甲第10号証を提示）

○委員（松永隆志君）

その問題になつた協議されていた性能保証に関する覚書の変更の部分ですね。これを結局、これが2年間、次のものについて協議を担当されたということですね。

その解釈として、3ページ目のところで、3ページの4がありますね、右下に。そして、この性能保証に係わる用役量、運転経費及び、維持補修費の保証ということで、この②用役、運転経費及びということで「基準ごみ2, 000 kcalで年間80, 665 tを処理することを前提とする。」と。言ってみれば免責、これ以外のところは保証事項の対象外ですよというのが、松井さんなんかはそういうことを主張されたわけですか。

○証人（松井一晃君）

私どもとしては、これをもってすべて免責だというふうには思っておりませんが、少なくとも事実として書かれている部分は、先生がお読みになつたことが前提というふうに書かれていますので、とりあえず、まず組合さん自身も色んな形で年間処理量、処理量という言葉が、80, 665 tというのが平成11年からずっとこちらに係わるものだったものですから、それで免罪符とは言いませんけれども、とりあえず前提ですねということで組合さんと協議をやっていたと。

○委員（松永隆志君）

そしたら、例えば80, 665 tを超えたり少なかつたりした場合、そしてまた、2, 000 kcalを超えたり少なかつたりする場合というのも、その責任は一定持っているという認識でおられるということですね。

○証人（松井一晃君）

責任を持っているというのは。

○委員（松永隆志君）

ぴったりになるというのはあり得ないわけですね。

○証人（松井一晃君）

ああ、そうですね。

○委員（松永隆志君）

年間80,665tしか来ないと、計量してからきちっとそれ以外でということ、家庭系のごみというのは排出されるわけですから、計画量、だから、その保証としての範疇というのは、それを1tたりとも超えても、ちょっと増減の範囲というのがあるわけですよ。そして、2,000kcalというの幅があるはずなんですよ。

○証人（松井一晃君）

はい、だから、後ろのほうにその何というんですか、計算式というんですか、これページ数でいくと、ちょっとページ数番号がないんですけど、2-5の後に色々電力関係であるとか、ガス関係であるとか、ごみ質と電力の関係とか、積算するための資料がございますので、それを適用して計算すれば幾ら負担するかとか、そういったのがここに表れているかなという理解です。

○委員（松永隆志君）

そしたら、前提条件として80,665t、そして2,000kcalが、よく使われている用語で、一点保証みたいな言い方をされますけれども、それじゃないということですよ。

○証人（松井一晃君）

それは組合さん自身が平成11年の環境アセスのときに使われたものとか、平成13年11月のごみ処理基本のところとかいうのは、基準ごみ2,000、ごみ処理年間処理量ですか、それが80,665tというのを組合さんのほうで、むしろ数字としてすべてありますよね。それから、JFEが従前から言われている応札条件のときに資料がございますけれども、あそこでも基準ごみ2,000、処理量80,665tと明示されているのは、組合さんのほうが明示されていたと思います。

○委員（松永隆志君）

また応札条件を蒸し返したくないんですけど、応札条件のところ、甲第3号証、もう当然読んでおられると思うんですけども、甲第5号かな、甲第4号証ですね。ここで提示されている応札条件やなんかでも出されているのは、結局、計算上の、通常こういう計画量があるから、これをもってしたときにはこれぐらいですよという、そして、ここに書いてあるように、応札条件、2ページを見ていただいて、経費を出すときも、これは年間平均経費という言い方をこっちはしているんですね。ごみ焼却施設の経費6億7,500万円、これトン当たり直すと8,368円。これについては、年間平均経費なんですよ。だから、これをもってここの中でおさまるような内訳書を出してくださいということですので、何もこれだけを処理するのが絶対条件というものでもないわけですよ。これはまあ大体そのくらい出るから、何もなしに、どれくらいの量になるかわかりません。じゃ施設と規模やなんか

が確定するのに困るだろうからということで、一応21年のこのあたりの排出量を221tと計算して、その365日で80,665tぐらいが出るだろうから、それを処理するためというものであって、何もその1点について絶対その量ということを行っているんじゃないということだけ、ここでご理解いただけますよね。

○証人（松井一晃君）

はい。ですから、JFEとしては低質から高質のごみと、色んなごみ質があって、ごみカロリーがございますから、そのレンジでの範囲を定めていかなきゃいけないということで、甲第10号証ですか、こちらの性能保証に関する覚書の中で、そういうものを取り入れたということだと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたらば、JFEとしての責任ある保証範囲というのは、そしたらば、そのごみ質からいくと、低質から高質までということ考えていいんですか。

○証人（松井一晃君）

それもこちらの表の中でごみ質1,100から2,800ですか、という数字のレンジございますね。これをもって計算するべきだと思っています。

○委員（松永隆志君）

そしたら、必ずしもJFEのご主張というのは、80,665tで2,000kcalからちょっとでも違う量、ごみ質だったら、全く自分たちの保証事項の範囲内じゃないという考え方はちゃんと持っておられるわけですね。

○証人（松井一晃君）

すみません、ちょっといいですか。委員長、ちょっとよろしいですか。法的な話です。今、裁判でまさに争っていることじゃないかなと思ったものですから、その確認です。

○委員長（西口雪夫君）

はい、法的な確認、お願いします。

どうぞ。

（証人と補佐人相談中）

○証人（松井一晃君）

すみません。

ごみ量としては80,665tという数字ですね、それからごみ質という部分では、こちらに書かれているレンジの中での保証という部分だと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、80,665tを超えたり、減ったりした量の際にはどんななるんですか。

○証人（松井一晃君）

減っていけば、当然この数字の中で計算式ございますよね。こちらの中で数字が出てくるんじゃないかと思えますけれども。

○委員（松永隆志君）

超えた場合も同様にそういうふうな計算式の範疇内で保証が行われるということですか。

○証人（松井一晃君）

すべてはこの計算式がありますので、これが費用負担等の部分、書かれているというふうに認識はしています。

○委員（松永隆志君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

証人に、すみません、甲第25号証のいちばん最後を提示してください。組合における量の推計をちょっと出してみてください。いちばん最後のページです。

（証人へ甲第25号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

それを見ていただきますと、その221tは平成21年度の推定計画量ですね。26年度は229.53tになっているんですね。26年度のごみ量の計画量が229.53tになっているんですね。だんだん増えていく予定にしてあるんですね、この計画はですね、毎年。ですから、あくまでもこの221tというのは、計画ごみ量、処理量の計画量であって、平成21年度のですね、10年後の一応それを出してあるだけと思うんですね。これを見て、どう思われますか。

○証人（松井一晃君）

いや、私が営業している部分においては、この資料でいくんじゃないかと、通常、環境省さんに県を通じて、ごみ処理施設をお出しする場合なんですけれども、将来においてはごみの減量化というのが一つの流れになっていますので、最近はですね。作られたのは11年なんで、ちょっとその11年当時、私自身、環境の営業に携わっていなかったからちょっとコメントはできないんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

これ基本計画で平成11年の12月に策定されているんですけども、これでいきますと、平成21年度のあくまでも計画量であって、年々ごみは増えていくだろうと、組合は毎年増えていくだろうと、平成11年が209tですね。それで26年度が229t、ですから、あくまでもこの80,66

5 tというのは計画ごみ量であって、これだけ処理すればいいですよといった数字じゃないと思いますけど、いかがですか。

○証人（松井一晃君）

それは、ただ、ちょっとこの資料を読ませていただいていいですか。

こちらの23ページ、23ページの2-2の計画施設の規模とありますけれども、ここの中ではやはり計画処理量は221 tで、その増量云々というのはうたっていないくて、あくまでも計画処理量の算出は221でフィックスされていると思うんですけども。

○委員長（西口雪夫君）

いや、組合としてはあくまでも日量300 tで、日量の計画量としての数字を出さんばけんもんで、平成11年に10年後の21年度、10年後の目標として、ただ221.1 tを出しているだけなんですよ。ごみはだんだん増えていく計画をしているでしょう、最後を見ていただいたら。これが減っておればいいですよ。じゃ、増えたときはどう処理するんですか、80,665 tやったら。

○証人（松井一晃君）

逆に、229 tという数字自体、ちょっとコメントがしづらいんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

ですから、組合としては80,665 t処理をすればいいですよといったことを言っていないと思うんですよ。これはあくまでも数字的にこれだけを大体基本にしましょうかという数字であって、あくまでもごみはずっと増えていく計画があっているんですよ、この表から見ても。

○証人（松井一晃君）

すみません、平成13年の11月のごみ処理のファイルがあると思うんですけども。

○委員長（西口雪夫君）

何ですか。

○証人（松井一晃君）

平成13年の11月のごみ処理の基本計画だと、ちょっと覚えていないんですけども、データでは何か数字が減っていくような、データのやつを私は見たことがあるんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

私は、それは提出願っておりませんので、把握しておりません。

じゃ、ほかの質問を受けます。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

雲仙市の市会議員で柴田と言います。ひとつよろしく願いいたします。

ごみの量と質の問題で相当、今日午前中からずっとやるんですけども、1つだけ確認したいのは、おたくのほうから出されている設計図書というのが、契約設計図書というものが甲第30号証の1があるんですけども、この中に、これは応札条件からずっと述べてきて、入札に係わられてから、契約をするに当たって、こういう計画で施設を造りますという契約に基づいた契約設計図書なんですけれども、これを組合に出されて、これを了解されてから実施設計図書ができたわけですよ。この中に1-2-1が公称能力ということで。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員、ちょっと待ってください。資料は今、どこですかね。

○副委員長（柴田安宣君）

甲第30号証の1です。1-1-2-1。

○委員長（西口雪夫君）

甲第30号証の1ありますか。提示をしてください。書記のほうに提示をしてください。

○副委員長（柴田安宣君）

すみません。これの1-2-1ページになるんです。

○委員長（西口雪夫君）

甲第30号証の提示をお願いします。

（証人へ甲第30号証の1を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

これは先ほどから言われている公称能力でございますよね。これは間違いないと思うんですけども、それと、その右のほうにごみの組成ということで、1-2-2で1, 100から2, 800kcalということで、ごみの組成後のカロリーが出ておりますよね。これが1, 100から2, 800までがすべてのごみに値するというので今、来ておるわけですけども、あなたが言われている基準ごみというのは、この真ん中にあります2, 000kcalだというふうに解釈をされて今まで来て、言われているみたいですけども、この後ろのほうに、1-6-2ページになります。一番上のほうに保証事項と責任施工と、今、先ほど午前中に指摘された分があるわけですけども、「この性能を発揮するために当然必要なものは、貴局の指示に従い、弊社の負担で施工するものと致します。」ということでありましてよね。その下のほうに性能保証事項ということで、ごみ処理能力「指定されたごみ質のすべての範囲について24時間稼働で1炉当たり、計画処理能力を満足する設備とします。」ということがうたわれておりますよね。ここが僕はこの文言でどうも気になってきたのが、どこで食い違うのかということで調べ

てみたんですけれども、この満足をする施設にしてくださいということで性能発注書にあるんですよね、同じ文言が。それを受けてここに出てきておるわけです。ですから、この「満足をする設備とします」という言葉に対して、私が広辞苑で調べてみたら、満足をする設備ということは、望みが満ち足りて、不平のないことというふうに満足するということをやられておるわけです。ですから、先ほど示した1, 100kcalから2, 800kcalのごみの範囲内を組合とすれば満足する処理能力を持っている施設だということで解釈をして、議論して今まで来ていると。だから、1, 100から2, 800のごみに関しては何のトラブルもなく処理ができて、それも不平もないような状態で満足するという面がここについているというふうに解釈をするんですけれども、あなたはそういうことの解釈じゃないというふうに、どこら辺が食い違うのか、そこら辺が私たち組合とすれば、1, 100から2, 800kcalのごみをすべての範囲内を24時間稼働で、満足する設備としますということで納得して、おたくのほうに契約をしておったと思うんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

今の質問ですか。どういうお答えを。

○副委員長（柴田安宣君）

それに対してはどういうふうにお考えなのか、聞きたいんですよ。

○証人（松井一晃君）

すみません、その。

○委員長（西口雪夫君）

もうちょっと簡潔に質問を、わかりやすく質問してください。

○副委員長（柴田安宣君）

性能発注書があるでしょう。今、言った、この満足をする設備としますと、おたくのほうがこの設備を造るに当たって、請負工事をするに当たって、この指定されたごみの質のすべての範囲内について24時間稼働で1炉当たり計画処理能力を満足する設備としますとあるわけです。ですから、この満足をするということは、一切の処理、1, 100から2, 000kcalもあるでしょうし、2, 800kcalもあるでしょうと、これを組合が満足させるだけの設備としますということで、この炉を造られたわけなんです。そういうふうな設備としますということで、おたくのほうに組合のほうに出されているわけなんです。ですから、組合にとって満足をする設備じゃなきゃいかんわけなんです。だから、2, 000kcal、2, 000kcalと書いては確かにあります。ですけれども、裏では1, 100から2, 800kcalのごみもありますよと、これもすべて一緒に満足するような設備

を造りますという契約設計図書なんですよね。だから、そういうふうに解釈するんですけども、あなたたちはそういうふうに解釈しないんですかね。

○証人（松井一晃君）

すみません、ちょっと意味が、ちょっとすみません。ちょっとわかりません。

○委員長（西口雪夫君）

契約設計図書にすべてのごみ質において、3炉で300t処理をすることを有しますと記載してありますので、それに対してその記載が今、能力を發揮していないじゃないかと、どう思われますかと。いいですか、それで。（「そういうことです」の声あり）

○証人（松井一晃君）

いやちょっと、すみません、質問がちょっとあれだったので。

契約設計図書でうたっているのは、施設の建設に当たって、その能力を満たすプラントを造りますという形で性能保証事項というのは盛り込んだと思います。そして、午前中から色々ありましたけど、性能試験をやったり、それから会計検査院の補助金、交付金、ちょっと名称を覚えていませんけど、それについて検査して、発注仕様書、それから契約設計図書どおりにできているというふうに会計検査院が認めてくれていると思いますので、この部分の、指定されたごみ質のすべて、処理能力、満足する設備として補助金を支払った国等は認めているプラントだと私は認識していますという答えじゃだめなんですか。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員、質問等ありますか。

○副委員長（柴田安宣君）

満足のとらえ方と思うんですけども、これは同じ文言が発注仕様書にも書いてあるんです。ですから、満足をするということを先ほど言いますように、不満も言わないと、組合側から頼んだものを、希望としての全部のやつをスムーズに処理する設備だと、2,000kcalにこだわらんでやってくださいという解釈として満足をする設備としますということで組合のほうに提出されたと思うんですよ。そうじゃないんですか。

○証人（松井一晃君）

プラントそのものとしては、性能試験とか、そういったものできちっとできているというふうに思っています。それで、日々のごみ処理については別の契約、性能保証の覚書ですね、変更等でその処理についてはこういう形でやっていきますよと、金額、負担等についてやっていきますよということだと思っておりますので、プラントそのものの発注と、それから今現在の能力の

性能保証というのは別物だと思いますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

最後にしてくださいね。

○副委員長（柴田安宣君）

あと1点、確認いたします。

甲第13号証の8ページ、ありますか。

（証人へ甲第13号証を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

ここに、先ほども午前中も指摘されよったことがあるんですけども、これがLNGでございまして、これが見積設計図書でいけば、この一番上の表で、2炉運転の場合にトン当たり8.6kg、LNGが必要ですということで、最終的に実施設計図書で16.9kgと15.4kgが1t処理するために必要ですと、この炉を造りますということで実施設計図書が出されているわけですね。実際に稼働してみれば、この下のほうにあります2炉、3炉がありますよね。17年、18年、19年、20年ということで、1t燃やすためにLNGが16.9kg必要であるものが、現実に17年で78.4kg、18年が79kgですね。20年が38kgということで、当初、実施設計図書はこの炉はLNGが1t当たりこのもので処理することができるという、このために出された数字であり、実施設計図書なんですよ。これで本当は造ってしかるべきなんです。ところが、現実にこれだけ違うもんですから問題が起きてきたと。だから、僕らが悪いんじゃないかと、この炉を造る設計そのものが少し予定以上の、効率のいい設計ができなかったんじゃないかということが1つあります。

もう1つ、後ろのほうを見てください。14ページにあります。これは発電電力量ということで、この施設は見積設計図書で2,000kcalの場合を想定していきますと、発電電力量が。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員、質問をしてください。

○副委員長（柴田安宣君）

ここにあります。これが真ん中の下のほうで実施設計図書では4,954kwhを発電しますという施設でなきゃいかんわけですね。実施設計図書で書いてあるわけです。ですから、この能力を出してこそこの炉は正常な炉であるというふうなことに解釈をするわけでございます。

そして、元に戻ってください。11ページの上のほうを見てください。その表を見ていただければわかります。これが2炉運転、3炉運転、17年から19年、20年にかけての、実際4,954kwhの発電をすれば、プラ

ス、マイナス、0であったはずの電気量の炉なんですよね。ところが、ここで使った電気というのは、ここで一番上のほうで、5, 867 kwhで、それに類するやつが一番下のほうでは19年で6, 206 kwh、使用電力を使っておるわけです。ですから、予定以上のLNGのコストが掛るし、性能能力的にはごみ処理能力をアップすることができたわけですがけれども、コスト性能に関しては、いまだにこれだけのギャップがあるんです。これは実施設計図書に基づいて、あなたたちが出した会社が、この能力を発揮する炉を造りますということで造ったのがこの実施設計図書を出して、それで施工しなかったんです。このことに対してあなたはどのようなふうに解釈をいたしますか。

○証人（松井一晃君）

午前中からもずっと言っているかもしれませんが、実際に運転するに当たって、ごみのカロリー、わかりませんが、ごみ質とかごみカロリーとか、そういったものを本当にやっていく中で、数字としてこういうふうに出ているのであれば、ちょっと私としてコメントしづらいですね。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員。

○委員（松永隆志君）

性能保証に関してもう1回ちょっと確認させて、契約のご専門ということで、まず、先ほどもありました甲第4号証の応札条件、そちらにございますかね。そして、甲第5号証に、そちらから年間経費内訳書というのが1枚紙で提出されております。その両方を見ながらちょっと。

○委員長（西口雪夫君）

ありますか、甲第4号証と甲第5号証。

○証人（松井一晃君）

4はありますけど、5が。

○委員（松永隆志君）

甲第5号証の提示をお願いいたします。

（証人へ甲第5号証を提示）

○委員（松永隆志君）

80, 665 tで、それはもう日量300 tで処理する、そして、そのごみ質については1, 100から2, 800、そこでこちらはお願いしますよと、それが前提だったわけです。それで、甲第4号証になりますと、これは経費はこういう形をお願いします、その算定基準というのが先ほどの数量で、そして2ページのごみ焼却施設、トータル経費というので出してありますよ

ね。計算しますと、トン当たり8,368円で、年間6億7,500万円、これは先ほど言われた80,665tを処理する。これは年間経費であります。これにおさまるような年間経費内訳書を出してください、そして、それで出された年間経費内訳書は保証事項にありますと、そこに書いてありますよね。2ページ目のごみ焼却施設と書いてあります、四角でくくってある、その下の段を見ていただきますと、契約される、直接はされていませんけれども、契約とかなんかされる担当の方ならば、これを見て、これだったら年間平均経費が6億7,500万円以内に納まるように、それが保証事項だからということで、やっぱり大体こんなくらい掛るだろうと出されると思うんです。それが、次の甲第5号証、年間経費内訳書ということで見ていただきますと、これは旧川鉄さんから出ていますけれどもですね。そしたら、年間経費が5億8,652万8,000円、大変こちらが想定しておったよりも大幅に安くできますよと、トン当たり7,271円ですよということなんですよ。これはあくまでも基準が80,665tですよ。そしたら、これ超えたらどうなるかと。普通頼んだ側からすると、トン当たり7,271円と書いてあるんだから、100t増えたら7,271円の100倍、その分が経費加算されるのが普通かなと、これ素人考えですけども、そのくらいの感覚なんですよ。ですので、これというのは、実際問題として、契約上出された経費という、この年間経費内訳書というのはどういうふうな考えでこれ出されているんですか。これはあくまで80,665tですけども、これごみ質についてはすべてのごみ質についてということで出されているんですかね。その辺ちょっと。

○証人（松井一晃君）

どういうふうに計算して出したか、私自身関与していないので、ちょっとわかりませんが。

○委員（松永隆志君）

しかし、それを引継いで営業されているんですから、ここの施設に係われて、その基の数になっている数字なんですよ。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（松永隆志君）

そして、これを保証事項としてやりますよということで覚書が結ばれています。ここに書いてあります5億8,652万8,000円ですか、これでやりますよという、年間経費で覚書が交わされているんです。そこまではよくご存じだと思うんですよ。

○証人（松井一晃君）

流れとしては関与しています。

○委員（松永隆志君）

ということは、やっぱり処理に関しては大体年間経費的にはこれぐらいなもんで、増減があってもトン当たり、100t増えればこの7,271円の100倍ぐらいの量分が加算される、そういうふうな幅で、もちろん経費的なものというのは、LNGにしろ、色んなもののコストが掛りますから、変動はあると思いますけれども、そういうふうな考えで普通契約されるんじゃないんですか。

○証人（松井一晃君）

ですから、先生がおっしゃったように、平成14年の10月15日の応札条件があって、年間経費内訳書を10月22日に出されているという事実の認識はあります。ただ、その後の性能保証の覚書という形で、それが発展して締結された。そうすると、その中においては、この金額等、優先順位的にいけば低い形になっていますので、それは覚書の中においては、位置づけとしては私は低いというふうに認識しているところです。

○委員（松永隆志君）

そちらの認識的には低いということですが。

○証人（松井一晃君）

性能保証の覚書（変更）という契約書の中でですね。

○委員（松永隆志君）

それでは、甲第10号証を。

○委員長（西口雪夫君）

甲第10号証の提示をお願いします。

（証人へ甲第10号証を提示）

○委員（松永隆志君）

結局、松井さんが担当されておったときには、今までというのは、覚書まではきちっと金額で5億8,700万円ですか、そこで全部処理できますよという流れで来ているわけですね。それが、この性能保証に関する覚書の変更によって、これによって大幅に保証の考え方が変わっているわけですね。これによって、この解釈の論点というのをずっと協議されたんじゃないんですか。

○証人（松井一晃君）

ですから、16年に契約していますけれども、契約したのは14年の12月ぐらいですかね、こちらの諫早の契約自体は。だから、14年の12月ぐらいからずっと協議をしていって、約2年間にわたって組合さんと川崎製鉄JFEエンジニアリングですかね、が協議した結果がこういう覚書になって

いるわけですから、契約の当事者同士が相互理解した上での契約成果だと私は認識しますけれども。

○委員（松永隆志君）

相互理解でははずのものが、その直後の松井さんが担当されました19年から、先ほどの甲第30号証の協議の中身というのを見ていきますと、協議した後からその辺の覚書の変更の、その解釈というのが大幅に食い違うところが論点になっていたんですよ。

○証人（松井一晃君）

そうですね。実際に17年、18年に発生した費用について、こちらの覚書でいえば。

○委員（松永隆志君）

細かいところは結構ですので、どういうことを。

○証人（松井一晃君）

すみません、4ページです。4ページのところに、甲第10号証の4ページの⑥に「①から⑤までの規定は、本施設の正式引渡し後15年間有効とするが、本施設の正式引渡し後3年経過後の保証内については、本施設の正式引渡し後2年間の実績を踏まえて、両者で見直しを協議するものとする。」という部分がありましたので、その実績の費用の部分とか、そういったものをどう評価していくんだとかといった形で、侃々諤々組合さんと協議していたと思います。

○委員（松永隆志君）

結局、今言われたように、実際に稼働してみたら、問題点として起こってきたのが経費的に当初の年間経費内訳書で出てきているような経費どころじゃない、とんでもない経費が掛ったという事実があったから、そういう問題が起きてきたんでしょう。

○証人（松井一晃君）

そうですね、組合さんと性能保証に関する覚書の、ここでの読み合わせ協議、確認事項の中では、当時、坂本さんとか出席していたと思うんですけども、彼は予想よりLNGとか電気代、多いよねと、何とかならないのとかいった発言等はございましたね。

○委員（松永隆志君）

そして、その経費が当初のトン当たり経費からいきましても、倍近く掛っているということですよ、実際問題として。これはどうして倍近くも掛る経費になったのか、そして、言ってみれば、それをどちらが負担するのかという話で、持ち出した話というのが、そもそもの応札条件、覚書までの感覚からすると、それ以上のものは保証の範囲内を超えているんだから、当然J

F Eが持つべきものだろうというのが組合からの主張であったんでしょ、そのときの話し合いの中で。

○証人（松井一晃君）

細かい、そのJ F Eが持つとか持たないとか、どこまでの金額負担とかいう、具体的な金額のやりとりというのは、例えば、1億円負担してくれだとか2億円負担してくれだとかいう具体的な部分というのは、余りなかったような気がしますね。後半のほうには確かに金額というのは出てきたかもしれませんが。

○委員（松永隆志君）

そしたら、そのときに松井さんがご主張なされたのは、どういうふうな負担を自分たちはするんですよというご説明をされたんですか。

○証人（松井一晃君）

あくまでもこの覚書にのっとった計算式で17年度、18年度、そういうものの実績を踏まえて計算し、それを。

○委員（松永隆志君）

そのときもう実際に試算されたんでしょ。試算しないと、その交渉の場というか、その論議の場では進まないから。

○証人（松井一晃君）

そうですね、ある程度金額というのは計算していたと思いますね、17、18というのは。

○委員（松永隆志君）

どういうふうな金額の提示をされたんですか。

○証人（松井一晃君）

いや、17、18がちょっと私自身が携わっていませんから、あれでしたけど、19年のときにそれを組合さんとこれくらいですかねというのはやった記憶はありますけど、具体的な金額については覚えていませんね。

○委員長（西口雪夫君）

大体の金額で結構です。

○証人（松井一晃君）

いや、そんな、千万単位だったと思います。

○委員長（西口雪夫君）

1,000万円単位。

○証人（松井一晃君）

いや、1,000万円か、ちょっと具体的に覚えていませんけれども、億だとか、そういった金額じゃなかったと思います。

○委員（松永隆志君）

というのが、J F Eが提示されたのが数千万単位だったということですね。

○証人（松井一晃君）

詳しく金額のイメージは覚えていませんけれども。

○委員（松永隆志君）

そしたら、組合側は、いやそれどころじゃなくて、こんな増えているんだから、当然応札条件とか覚書でこうして年間経費内訳書のトン当たり7, 000幾らからすると、これだけ増えているんだから、このくらい出してくれていいじゃないかとか、そういうやりとりがあったんですか。

○証人（松井一晃君）

それは後半の部分ですね、前半の部分は間違いなくこちらの覚書の話が主体でやっていましたら、応札云々という部分が出てくるのは、20年以降の話であって、19年そのものというのは、これの読み方、解釈、そういったものが主体だったと思います。

○委員（松永隆志君）

そしてもう1つ、次に今度はまた、松井さんのお仕事として、次の覚書の作成というのがあらわれたわけですね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（松永隆志君）

その持っていきどころというか、松井さんのお考えではどういうふうな形で、そして組合側はどのような主張をしていたのか。その両者の主張についてちょっとお答えください。

○証人（松井一晃君）

いや、一番端的な、基本的な話でいきますと、こちらの性能保証に関する覚書というのは、保証期間というのが5年間とする、瑕疵担保15年間とするというふうに、こちらに書かれていますね。ですから、これをそのまま生かした形で、単純にいちばん最後のページの4、新技術の導入とありますけど、ここの後で自動更新条項をつければ単純な話だとは思っていました。一番の単純な話は。両者が押印をしていますから。

○委員（松永隆志君）

そしたら、組合側は何と言ったんですか。

○証人（松井一晃君）

組合さんは別途協議をさせてほしいと、そういう話ですね、中身について。ただ、その中身がどうだったかという部分は、私ども今覚えていませんけど。

○委員（松永隆志君）

そしたら、それらの松井さんがおられたときの、この協議の中身というの

は、記録としては御社のほうに、J F Eとしては記録として残っているんですか。

○証人（松井一晃君）

お出しするけど、決裂していきますから、全然まとまらないわけですね。全く、一から十話してもまとまらない状態ですから、議事録とか議案とか作ってはいないですね。組合さんにしても、決まった話、全くないわけですね、協議の中で。決定事項というのがあれば議事録に書きますね。決まらないままずっと進行していたわけですから、ないと思います。

○委員（松永隆志君）

そしたら、まず変更覚書の解釈のところから、最初からもうここで違いが出ていたわけですよ。

○証人（松井一晃君）

違いが出ていたというか、私以前の。

○委員（松永隆志君）

松井さんがおられない時点としての。

○証人（松井一晃君）

以前から協議はしていたわけですね。ちょっと資料がないので、申しわけないんですけど。

○委員（松永隆志君）

平成17年の11月29日からスタートしているんですけど、もうその時点から変更覚書についての解釈が全然違うよというところからスタートしているわけですよ。

○証人（松井一晃君）

それはちょっと私わかりません。それはどういう協議されて、議事録が残っていませんので。

○委員（松永隆志君）

少なくとも松井さんが引継いだときには、もうそういうふうな違いのところが論点になっていたわけでしょう。

○証人（松井一晃君）

そうですね。すべての論点じゃないんですけど。

○委員（松永隆志君）

しかし、それは大きな論点であって、結局それが埋められないから、結局これ最終的に決裂しているんでしょう。

○証人（松井一晃君）

だから、契約書ですから、お互いが読み、解釈し、組合さんは組合さんの有利なように読まれますし、J F EはJ F Eに有利なように、1つの言葉で

も解釈していきますね。それで、そうした中で協議を続けていったわけですが、結局両者の落としどころが全く見えなかったわけですね。その間にこれが3年間の17、18の保証精算行為というんですか、そういう期限も来ちゃいますし、3年間の部分だったものですから、とにかく次の新しい、20年以降の契約を交わさないと、無契約のままで組合さんと私どもの仕事を続けることになりますので、それはできないということで、とにかく何とかまとめようとしていったという形です。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

最後に、もう1回戻って確認しますが、80,665t、そして2,000kcalを前提とするという、この変更覚書のこの条項はあるけれども、それはごみ質もごみ量も増減する場合においては、この中身に従って、その経費については責任を持って負担するというふうに、先ほどもおっしゃいましたけど、それは間違いございませんですね。

○証人（松井一晃君）

はい。

○委員（松永隆志君）

その1点だけで、それ以外は責任ないということではないということだけは確認させていただきます。ありがとうございました。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

では、以上で松井一晃証人に対する尋問を終了いたします。

長時間にわたりまして、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

ここで休憩をとりまして、2時5分から委員会を再開いたします。

（午後1時53分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

傍聴人の皆様をお願い申し上げます。委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモード

への切り替えをお願いいたします。

これより議事に入ります。

それでは、証人を入室させてください。

(証人入室)

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところをご出席いただき誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できますようご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねします。先ほど記載いただきました出頭カードについて間違いありませんか。

○証人（石河是孝君）

はい、間違いございません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に、証人に申し上げます。証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言ください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

傍聴人も含め、全員起立をお願いいたします。

それでは、石河是孝証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（石河是孝君）

宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。平成24年5月8日、石河是孝。

以上でございます。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

(宣誓書署名捺印)

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。また、こちらから質問しているとき、また証言をされる際も着席のままで結構でございます。

なお、録音しておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査期間が組合発足の平成11年からと非常に長期間に

わたる調査を行いましたので、それぞれ期間を区切って調査をしていただきました。調査期間ごとに調査に当たられました委員の方に主尋問をしていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきたいと思います。

それでは、これから具体的に質問をさせていただきます。

まず、石河是孝証人に対する質問を町田委員よりさせていただきます。

○委員（町田康則君）

どうもよろしく申し上げます。雲仙市の町田と申します。

まず、証人にお伺いいたします。証人がこの施設に関していつからどういう係わり合いを持ったのか、期日も含めまして発言をお願いしたいと思います。

○証人（石河是孝君）

私が係わりを持ちましたのは平成14年の11月であると記憶しております。これは、私が社員として働いておりました総合エンジニアリングが組合様のほうから施工監理を受注いたしまして、その施工監理の専門部長としてこの仕事に携わってまいりました。そして平成17年の3月31日において、この設備が組合様のほうに移管されましたので、施工監理もその時点で終了いたしました。その後、1年間は何か問題があったときに組合様のほうから質問とか、色んな出頭のご要求がありまして、時々年に3、4回、もうちょっとですかね、数回伺いまして、色々設備の状況を拝見いたしました。その間、ご承知のように、色々な問題がありましたので、平成18年度からは総合エンジニアリングが運転の監理に係わる業務を受注いたしまして、その担当の専門部長としてこの問題に係わっております。

ですが、平成20年に総合エンジニアリングが業務を停止いたしました。そのときまで私はその担当の専門部長でございましたが、一旦この監理の仕事を停止いたしまして、新たに有限会社石河環境エンジニアリングという会社が、元々私の会社でございしますが、その会社と県央県南広域環境組合様との間にまた契約が発生いたしまして、その後、現在に至るまで運転に係わる監理業務を担当しております。

以上でございます。

○委員（町田康則君）

はい、ありがとうございます。

それでは、私どもの今、組合とJFEとで裁判までなりまして、また、この議会のほうではこういう百条委員会まで作られまして、本当のことをやはり私どもも知りたいということで、この百条委員会を立ち上げたことによって、石河さんの意見書なり、それから、石河環境エンジニアリングさんがまとめられました4年間の報告書のまとめなんかを見まして、初めて知ったの

も多いわけですが、その意見書についてまず質問をさせていただきたいと思います。

甲第12号証をお願いいたします。甲第13号証も一緒をお願いいたします。

(証人へ甲第12号証、甲第13号証を提示)

○委員(町田康則君)

甲第12号証では意見書でございます。この中で書いてありますのがシリカ除去装置ですね、シリカ除去装置は当初から設置すべきものだったというふうに石河さんのほうでは書いてあるわけですが、それについてはどうでございますか。

○証人(石河是孝君)

そのとおりだと思います。今でもそう思っております。

○委員(町田康則君)

このシリカの除去装置をJFEのほうには設置すべきだということはいわれたんでしょうか。

○証人(石河是孝君)

言いました。

○委員(町田康則君)

設置すべきだと。

○証人(石河是孝君)

それは、これはJFEのほうは元々組合様から提出された水の成分表の中のシリカが実際には多かったと。したがって、この閉塞の問題が起きたんだと、そのためにですね。私の記憶では、たしか43mm実際にはあったと。しかし、向こうの成分表では33mmか、ちょっと数値は細かいところまで覚えていませんけれども、この中に書いてあると思いますが、じゃその数mmの差で何で詰まるのと。どうせ中に入っている成分はどんどん濃縮されているわけですから、30何mmであろうと43mmであろうと、濃縮される時間は早くなりますけどね、もう濃度が濃いほうが。しかし、結果的には詰まるんじゃないんですかと。したがって、これは最初からつけるべきもんだったんですよという意見は何かのときに述べさせていただいたと思います。

○委員(町田康則君)

後にですね、平成19年の1月5日から3月30日、シリカ除去装置の補強工事が行われています。そのとき、その意見書の中では、このシリカ除去装置はJFEの責任においてということは、JFEがお金を出して設置すべきものであり、組合が負担すべきものではないというふうに書いてあるんですが、それについてはどうでございますか。

○証人（石河是孝君）

そのとおりだと思います。その時点ではそういうふうを考えました。

ただし、シリカ除去装置をつけるということに関しましてはね、要するに、水の量も非常に多くなったと。これはごみの処理量が非常に大きくなって、これはJFEの主張でございますが、そのためにどうしてもつけにやいかんということで向こうが申し出ていたんですが、それを査定といいますかね、値段の査定をしてくれという依頼を受けました。そのときに、その査定した値段自体は正当なものであるということは私は申しましたんですが。

○委員（町田康則君）

今、甲第12号証の5ページのほうを見ていただくと、その5ページ、上から6行目ですか、JFEにおいて、このサーモセレクト式ガス化改質炉において、PSA酸素発生装置を使用した経験がなかったというふうに書いてあるんですが、これ本当でしょうか。

○証人（石河是孝君）

私はそういうふうに思っております。

というのは、PSA装置というのは非常に新しい装置でございまして、全部といいますか、川崎製鉄の製鉄所内なんかでも採用しているのは深冷分離法という装置でございまして、PSAの、しかも、これだけ大型のものというのはそれまでなかったように私は記憶しておりますのでこう書きました。間違っていたら訂正いたします。多分そうであろうと今でも思っております。

○委員（町田康則君）

わかりました。

発注仕様書に要求された3炉1日300tの公称能力を無視して、どうも2炉240tのごみ処理能力に見合う設備を附帯設備の削減等、コストダウンを必要から行ったのではないかなということを証人は意見書の中で言っているんですが、それは本当ですか。

○証人（石河是孝君）

そういうふうに推定をいたしております。私自らがJFEから1炉120t、2炉240tで設計しますよということは一度も聞いたことはありません。

しかし、発注仕様書から契約仕様書、それから、実施設計図書のこの随時の変遷を見るとそういうことが推定されると、これ間違いのないといいますか、かなりの確率で推定される、こういうことでございます。実際に今の装置も2炉240tプラスアルファの装置で順調に設計どおり、彼らが設計したとしたり、そのとおり運転されている。

○委員（町田康則君）

ということは、3炉になると色んな面で不都合がくるということですね。

○証人（石河是孝君）

そういうことです。

○委員（町田康則君）

そしたらですよ、今、言われた、こちらは当然3炉1日300tの能力をする設備を造ってくださいという契約になっているわけですが、「（「そうです」の声あり）これは契約を無視した悪意の契約違反だと思いますが、どう思われますか。

○証人（石河是孝君）

悪意かどうかというのはわかりませんが、少なくとも1炉100t、3炉300tは液体酸素の補充なしにはできないわけですから、全体の設備としては能力は不足しておる、こういうふうに思っております。

○委員（町田康則君）

それでは、甲第13号証をお願いいたします。

甲第13号証では、このクリーンセンターの4年間の運転報告書をまとめておられます。その中で、まず処理能力についてでございますが、JFEが主張する処理能力の221tですね、これは80,665tを365日で割った場合に221tなんですけど、221tは1日の平均処理量にすぎないとこの中には書いてあるんですが、それはそうでございますか。

○証人（石河是孝君）

そうです。単なる365日で割った数値でございます。365日年間ずっと続けるということはほとんど不可能でございますので、これはただ単なる計算上の数値というふうに考えております。

○委員（町田康則君）

先ほど私もほかの証人の方に質問したんですが、大体基本の365日から色んな検査日を引いて、70日ぐらい引いて275日ぐらいで（「280日」の声あり）はい、280日ぐらいで運転した場合に、1日100tきちっとできれば、これは処理能力100tの増ですよと言えるわけでございますね。ですから、本当は3炉300tということは、それ以上に365日もし運転するとしたらですよ、90,000tも100,000tも処理能力があるという設備をそういうふうに1炉100tというふうになるわけでしょう。

○証人（石河是孝君）

280日というのは、施設を決定するために政府が手引きとして、参考としてこれだけの稼働率に下さいよという数値を与えた数値でございます、年間にこの地域で発生する80,665tのごみを大過なくするために、1炉100t掛ける300日、1炉約280日稼働ということを発注仕様書に

うたわれているわけでごさいますて、それ以上の何物でもないし、それ以下でもない。したがって、この設備は瞬間的といいますか、1炉100t、3炉で300t出なければいけない装置だと。その上で、365引く約280ですか、85日間はこの炉の運転の維持のために使用してもよろしい、こういう意味でごさいます。

○委員（町田康則君）

はい、わかりました。

この処理能力のところ、本施設は、ですから、365日で割った、処理能力1日221tで建設されているというふうに思われているのでしょうか。

○証人（石河是孝君）

そういうふうにJFEは意見を申し述べていたように思います。準備書面がございまして、その中にそういうふうを書いてあったような気がします。

○委員（町田康則君）

そしたら、性能不足の施設をJFEは造ったということでごさいますね。

○証人（石河是孝君）

そういうことでごさいますね。発注仕様書から見れば性能不足は明らかです。

○委員（町田康則君）

そのときの原因は、やっぱり酸素発生装置の能力不足ということでごさいますか。

○証人（石河是孝君）

現在のごみ質においては酸素の発生能力が足らんと、こういうことでごさいます。現在の2,000kcal付近でのごみではですね。

○委員（町田康則君）

それでは、次にまいりたいと思います。

次に、搬出量と搬入量のことが書いてございまして、意見がございまして、JFEが言うごみ処理量には、本来の搬入量のほかに、JFEが投入した戻りごみないし排水等も入っているんでございましてしょうか。

○証人（石河是孝君）

そうです。当然入れたものはどこかで処理しなければ増えてきますから、水を入れたのは明らか、排水を入れたのも明らかだし、戻りごみが出ているというのも、これは運転の担当の皆様もご承知でごさいます。

○委員（町田康則君）

私どももこの百条委員会を作って、それで初めて明らかになったんですが、9月の時点でこのピットから溢れるぐらい排水の量があった写真等もございましてけど、（「はい、そうです」の声あり）そのとき、ですから、その排水

の量、ピットに投入された量から見て、排水の量は、そのときは5,000 tぐらいだったんでしょけど、ここに証人のほうの中では9,833 tの排水等が余分に処理されたことになると思うんですが、それは間違いないですか。

○証人（石河是孝君）

これは計算上そういうことになっております。これは、だから、戻りごみと排水と両方足したのがその程度と、そういう数値というふうに、いただきましたデータからは計算できる、こういう意味でございます。

○委員（町田康則君）

そしたら、JFEが投棄した排水を処理するのに余分なLNG、天然ガスですね、が使用したと思われるわけですが、それは間違いないですか。

○証人（石河是孝君）

間違いありません。

○委員（町田康則君）

そのLNG、余分な量は1,219 t、おおむねそのようになるということでございますか。

○証人（石河是孝君）

計算上、そういうふうになります。

○委員（町田康則君）

それから、その次のページ、2ページのほうを見ますと、ごみの量、平成17年から19年、3年間のごみ搬入量の表がございますね。（「表2の2でございますか」の声あり）はい、2です、2のほうです。搬入量は、計画ごみ量に対し1%の増というふうにここには書いてあるんですが、それは間違いないんですね。

○証人（石河是孝君）

計算上はそうなります。

○委員（町田康則君）

予定より経費が大幅に増大しているのは、先ほど排水をピットに投入したということがあったみたいでございしますが、これはそういうことでございますかね。

○証人（石河是孝君）

と思います。

○委員（町田康則君）

6ページのほうに、平成20年度は融点降下剤、これ鉄などですね。（「そうです」の声あり）融点降下剤を投入して運転が安定し、炉の処理能力は1炉120 tまでできるようになったと、今は。それも間違いないですか。

○証人（石河是孝君）

間違いありません。そのときの報告書を受け取っております。J F Eがその運転の結果を報告した報告書をいただいております。

○委員（町田康則君）

そしたら、今は3炉、日に300tは処理能力できるということでしょうか。

○証人（石河是孝君）

現在ですか。

○委員（町田康則君）

はい。

○証人（石河是孝君）

できません。

○委員（町田康則君）

できませんか。

○証人（石河是孝君）

はい。連続して安定的にはできないと思っています。

○委員（町田康則君）

酸素が足りないということですか。

○証人（石河是孝君）

と思います。

○委員（町田康則君）

今、実際処理はされているんですが、高コストになっていますね。

○証人（石河是孝君）

そうですね。

○委員（町田康則君）

コスト的にですね。その原因は何でございましょうか。証人が考えるに。

○証人（石河是孝君）

結局、高コストという比較になる前の対象が応札条件という1つのJ F Eが受注するときの要求された条件に比べて高いと、こういう意味でございませぬ。ですから、その応札条件の元々の数値が少なかったのか、あるいはそのときに思っていた設計ではそのぐらいになると思っていたやつが、実際に設計すると、そういう数値ではなかったということだろうと思います。

○委員（町田康則君）

そしたらですよ、1年間の経費が応札条件では6億7,500万円以内ということで各社応札をしたわけですね。

○証人（石河是孝君）

そうですね。

○委員（町田康則君）

それは、もちろんこれを造るに当たっては色んなところのごみの量、それから質、それから色んなもので調べて、ここで年間経費を出してきたと思うんですが、それに対しては私は、そしてそれをもちろんできますということ各社入札をしてきたと思うんですが、そしたら、結果的にそれができなかったということでございますでしょう。

○証人（石河是孝君）

そういうことだと思います。

ただし、これはその応札条件を決めた経緯などにつきましては、私はその当時担当いたしておりませんので、どういう経緯でやったか知りません。

ただ、平均的に、それまでの通用的なやり方を見ると、応札した各社の大体平均値ですね、妥当なところを決めているはずだと思います。

○委員（町田康則君）

そうですね。そうすると、最終的に今、高コストになっているのはですよ、J F E の設計考慮不足という感じではないんですか。

○証人（石河是孝君）

設計考慮不足なのか、あるいはもうそんなのもっとお金が掛るということを知っていてやったのか、それはわかりませんですね。ただ、受注のための1つの手段であったと思います。

○委員（町田康則君）

わかりました。

7ページのほうで、今度はごみ質について語っていらっしゃいますね。（「はい」の声あり）おおむね2, 000 k c a l の標準ごみの範囲において、平成17年から19年度はあったと言えるんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

平均で言えばそういうことになりますね。

○委員（町田康則君）

平成17年8月15日、ここに表がございますが、表の3の2ですね。ここに8月15日の時点で1, 630 k c a l に落ちております。これはJ F E がピットへ水を投入したと言って間違いはないんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

間違いはないかどうか、私はこのときの立会人ではございませんので、後で聞いたことでございます。伝聞でございます。

○委員（町田康則君）

この後、實際上、毎日つけてある表でJ F E も認めたのは、9月の5日、

6日の日にピットから溢れ出しまして、そして初めてピットに水を入れたということをJFEも認めたみたいですけど、「そうですね」の声あり）投入がなければ、当然標準ごみより高い数値であったということは間違いないでしょうか。

○証人（石河是孝君）

これは、入れてきたごみに水を入れて、その水がどういうふうにごみの中に混ざったかということがわかりませんから何とも言えないんですけども、少なくともピットの上のごみはわかりますから、そのごみは大体2,000kcalだというふうに思います。

○委員（町田康則君）

もう、一番のここの設計も施工監理で専門部長として作られたということでございますので、大体ピットにだれが考えてでも水が溢れるぐらいに、もちろんこの中で循環させて水は外に出さないという設備にはなっていたでしょうけど、水をそんだけ入れるということになると、色んな機材といいますかね、が、もうおかしくなってくるというのは、普通の僕らで素人が考えていて思うんですが、専門家として、水を溢れるぐらい入れるということはどういうふうに思われますか。

○証人（石河是孝君）

常識外、信じられない。ごみ汁とかいうのが少々出ますよ。あるいは何らかの拍子に洗水が出てきて、それはもう最初から打合せで、東部リレーセンターから水洗水が来ますよと、どのぐらい来ますよということでやっていますから、その程度の水を入れるのはどこでもあります。

しかし、ガス化溶融炉と、非常に熱を大切に、しかも、天然ガスのような高級な燃料を使ってやるような設備で、このぐらいの水を入れたらLNGがどのぐらい要るか、設備、酸素はどうなるか、そういうことを全く考えないで入れるというのはもう信じられないことだと思っております。それを僕は特にこういうふうなのをその中で強調したかった。

○委員（町田康則君）

そうですね。私どももこの百条になるまで、実際、じゃピットの中に水が入れたなんてことも知らなかった状態です。（「ああ、そうですか」の声あり）はい。

今度はごみ質じゃなくて、LNGの天然ガスのことについて8ページから書いていらっしゃるんですが、それについてお聞きしたいんですけど、ごみの搬入量は計画に対して1.8%の増加ですよ。にすぎないのに、契約設計図書や実施設計図書に比べ、LNGの1t当たりの使用量は数倍になっているというのはなぜなのでしょう。

○証人（石河是孝君）

これは、彼らが思っていた以上にあちこちにLNGを使う場所があったと。それから、冷却で熱をとるんですけど、冷却水を大量に使いますんですが、そういう冷却で奪われる熱もあったと。単なる設計上の考慮不足であるというふうに思っています。

○委員（町田康則君）

色々というのは少しわかっていらっしゃる部分だけど、具体的には。

○証人（石河是孝君）

具体的には、まず一番下からいきますと、スラグが溶けて出てきますね。1, 600℃で溶けているわけですが、それが水のほうに流れていくわけですよ。そうしますと、当然下流側は非常に温度が下がっていますね。当然放射熱で熱が奪われます。したがって、どんどんどんどん1, 600℃から1, 400℃、1, 300℃と下がってきます。大体1, 250℃ぐらいで固まりますから、そこは何らかの形でLNGを追加してやらないかんですね。燃して、そこで温めて流れをよくしてやるんです。これが1つですよ。

それから、炉の中においても当初からこの水を入れたために、当然水を入れれば、その水の熱量が要るわけですから、ごみの熱量だけでは足りませんよね。良質のごみなら、そのまま自燃で1, 600℃の温度に酸素を入れれば上がるかもしれませんが、そういう水という非常に吸熱性の高いものを入れたために温度が下がると。そこはLNGで温度を上昇してやる。（「上げなくちゃいけない」の声あり）はい。それから、ページ用のあちこちに色んな温度計を入れたり、そういうものを入れるんですが、そこで、普通は窒素を入れるんでございますけど、酸素は入れられませんから、窒素を入れるんでございますが、窒素を入れるとガスエンジンに行くガスの質が落ちますから、そこにもLNGでページをする。それから、炉から出てきたガスがまた急冷塔に行くわけです。こっちのほうも温度下がりますから、当然そこで温度が下がってきますね。そこで固着しますから、その固着をするためにも、Gバーナーと称しているらしいんですが、そこでLNGを入れてどんどんたいて温度を上げてやる、こういうような色んなところが大きな原因だと思います。

○委員（町田康則君）

そしたらですよ、これは元々天然ガス、LNGを相当使う設備になっていたわけですか。

○証人（石河是孝君）

今、現状の運転の状況のあれは必然的だったと思いますね。これ以上だからLNGが減るということは余り期待が持てない。現状ですよ、今の運転と

ということですから、今の量ぐらいが当初から考えていくべきLNG、天然ガスの量だったかなというふうに推察しております。

○委員（町田康則君）

この17年度のLNG購入量にJFEの購入分は除いていると書いてあるんですが、真ん中あたりですね、この表の4の2の下のところですか。17年度のLNG購入量にはJFE購入分は除いている、これはなぜわかるんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

いや、ちょっとこれはですね、自分のところで少し補充したというふうなことをちょっと聞きましたので、それを入れていると思います。ですから、組合さんでお買いになったもののほかに、不足したのか何か知りませんが、自ら用意したLNGを使用したと。それまでLNGがどうしても足らなくてというて運転止めにやいかんというような話を何回か聞いておりますので、詳しいことはちょっとあれでございますが、どの程度買ったとか、そういうことはわかりません。

○委員（町田康則君）

この表の4-1にあるように、契約設計図書ですね、左側に表の第1に書いてありますね。その下のほうには今度は実施設計図書というのがありますね。（「はい、あります」の声あり）この契約設計図書や実施設計図書の持つ意味はどういうふうなものでしょうか。

○証人（石河是孝君）

見積設計図書で見積もりのための基本の数値を得られますね。契約するとき、その見積設計図書に基づいた設備において、各社が自分ところはこうですよという契約の中のあるところを含めた図書を出します。それは契約のときの条件です。しかし、そのときはまだ色んな面で細かい設計が進んでおりませんので、大まかに決めたものもたしかあると思います。それをどんどん設計を進行する上において実施設計図書で訂正していくと、こういうのがこの実施設計図書の意味でございます。

○委員（町田康則君）

はい、わかりました。

平成17年度から19年度までは連結管の固化が頻繁に起こったと。LNGを大量使用したということでございますけど、そうでございますか。

○証人（石河是孝君）

と思います。

○委員（町田康則君）

これは元々ごみの中の成分ですね、成分の調査分析の怠りだというふうに

言っていらっしゃるんですが、この中に書いてあるんですが、それはどうなんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

いや、それはそういう意味にとられるかもしれませんが、この意味は、J F Eのほうでこの県央県南地区のごみがほかと違うと、貝殻が多いとか、要するに、産廃も入っているんじゃないかというふうなことを言ってきたので、ごみが地域によって違うなんてことは余りないと思うんですよ。だって同じような段ボールであるし、同じような着物を着て、食べ物もそんな変わらない。そういう地域性を言うならば、何で地域のごみを元々調べなかったのと、自分ところの炉に適したごみであるかどうかは自分ところでしかわからないわけですから、発注者側はそんなことわかりませんよ。そういう意味でこれ申し上げております。

○委員（町田康則君）

いや、実際、ごみ質が違うと言われたとき、私どもも議会、これ私は雲仙だったんですけど、よそとそんなに違うということはないはずだと、（「あり得ないはずだ」の声あり）あり得ないと。よっぽど何か別のところだったら違いますけど。だから、今、証人が言われるように、そのごみ質がどういうごみ質かというのは、請負者であるJ F Eがですよ、今、証人がちょっと言われたもんですから、J F Eの請負者で、J F Eがごみ質を調査して、当然検討して、それに合った設備を造るとというのが本当じゃないかなと思うんですが、（「と思います」の声あり）そうですね。

○証人（石河是孝君）

だから、単なるエクスキューズというふうに思っておりますけれども。

○委員（町田康則君）

私もごみ質はそうだなと、絶対に悪いということはないと。（「そうですね」の声あり）

次、11ページのほうになりますと電力のことが書いてございます。11ページのほうから、16ページのほうに、標準ごみ2,000kcalでは購入電力量は発電電力量で足り、不必要だったと書いてある。（「均衡するという意味ですね」の声あり）はい、それは元々そうなんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

そういうふうに向こうは主張しておりました、ずっと。（「ずっと」の声あり）はい。だから、変更覚書にもそういう記載がされております。実際には大体6,000kwということになっていますよね。

○委員（町田康則君）

電力量の実績を見ると、2炉運転よりも3炉運転のほうが1.5倍になる

のが普通なんです、ほとんど差がないということはどういうことなんですか。

○証人（石河是孝君）

これは、電力の大半が共通設備に使われているんです。炉自体に使われているのはプッシャのところとか、プッシャですね、あのくらいしかないんです。あとコンベアがちょっとある。非常に少ないんです。何十kとか。使われている大部分がP S A、これと窒素も入れまして3, 0 0 0 k wぐらいありませうか。半分近くあるわけですね。そのほかに排水処理設備、これもものすごく大きなポンプを動かしているんです。この共通設備のところが多いので、この共通設備を動かしている限り電力はそんなに減らない、こういうことです。

○委員（町田康則君）

實際上、このうたい文句は、発電もして消費もするけど、消費する分だけ発電しますから、買う電力はゼロですよというのがこの設備のうたい文句だったですよ。（「そうですね」の声あり）ですよ。（「そうです」の声あり）そういうふうになら、電力代がかかるようになったのは原因は何ですか。

○証人（石河是孝君）

いや、今、申し上げましたように、P S Aに3, 0 0 0 k、P S Aと窒素に3, 0 0 0 k、彼らが考えたのはどのくらいか、元々試算で考えているのかどうか知りませんが、それが非常に多くなったと。あるいは排水処理設備も排水量が多くなるから、当然ポンプも電力がたくさん要りますよね。そういうことだろうと思います。

○委員（町田康則君）

共通設備ですね、さっき言われた酸素発生、それから排水、電気設備、その消費電力が大きいということですね。

○証人（石河是孝君）

そういうことです。だから3炉運転と2炉運転の差が1炉の運転の数値になるわけですね。共通設備は全部同時に動かしていますから。だから、ここでやるとどのくらいありませうか、1 0 0 k w、差は大体平均すると1 5 0、6 0でしょうかね、2炉運転と3炉運転。だから、そのくらいが1炉の、炉だけの運転に必要な電力であると、こういうことです。

○委員（町田康則君）

2 2ページのほうをちょっと見てください。（「2 2ページ」の声あり）はい。この評価のところ、平成1 8年度は発電設備ですね、ガスエンジンの故障により電力を買う買電ですね、買電が増えたが、故障の理由は何でし

ようか。

○証人（石河是孝君）

うん、これはですね、ちょっとよく私も理解をしていないんですが、ガスの性状が悪かったというふうにちょっと聞いておりますけれども、これはちょっと私の想像も入っているかもしれません。

○委員（町田康則君）

酸素についてお聞きします。酸素発生能力ですね、これは見積実施設計図では、予定酸素使用量より十分足りる性能だったというふうに書いてあるわけですが、それはどうでございますか。

○証人（石河是孝君）

もう一度すみません。お願いいたします。

○委員（町田康則君）

酸素発生能力は、見積実施設計図書では予定酸素使用量より十分足りる性能であるというふうに書いてあったわけですけど、それは、もちろん足りないとは私は思っているんですけど、それは十分足りるというふうに書いてあるのは、JFE自体がこれは間違っているということでございますか。

○証人（石河是孝君）

契約設計図書の中で15万6,000ありますよね。（「はい」の声あり）これが、今の液体酸素200kcalで液体酸素を入れるところでやれば、大体このくらいのところが賄える数値じゃないかというふうに思っております。

○委員（町田康則君）

1日ですね。

○証人（石河是孝君）

はい、1日分。それが実際には13万ぐらいになっているんでしょうか、実際のあれでは、1日のあれがね。日によって違うんでしょうが、その分だけ不足しておると、300t出すのにですね。そういうふうに理解していただきたいと思っておりますけど。

○委員（町田康則君）

酸素不足は天然ガス、LNGの大量使用が原因でございましょうか。

○証人（石河是孝君）

酸素不足はLNG、もちろんLNGを使えば、燃すわけですから酸素が要りますよね。（「はい、要りますよね」の声あり）だから、300tの炉を出すにおいて、現状のLNGでこの炉を運転するには足りないと、こういうことですね。しかし、計画時のようにLNGがほとんどない状態においては足りたかもしれないと、こういうことですね。これはもう設計する本人がき

ちっと出していただかんと、私どもはただ想像で申し上げるだけですな。

○委員（町田康則君）

酸素を製造するのに莫大な電気が必要ですね。（「はい」の声あり）電気使用量も大幅にももちろん超過しているわけですが、そのために大幅に超過しているのでしょうか。

○証人（石河是孝君）

先ほど申しましたように、P S A装置と排水処理施設と両方あると思います。特にP S Aが多いということですな。

○委員（町田康則君）

この23ページの下のほうに書いてございますが、証人の意見書の中で、2炉運転時は酸素を余分に製造し、余った酸素は捨てているということになると書いてあるんですが、これはどうなんですか。

○証人（石河是孝君）

そのとおりだと思います。と申しますのは、ごみ質というのはもう非常に変質しますよね。ごみの量も多い。均一に定量でずっと入ってくるわけじゃない。どっと入ったり入らなかったり。燃焼というのはいつもこう波を打つわけですね。そうしますと、それが瞬間的にあれするとP S A装置が追従できないわけです。急に酸素を2割増しにするとか、90%にするとかいったら運転ができませんから、どうしても大波に合わせて酸素を作っておかにかん。こういうことです。ですから、平均の波では、平均すると酸素は捨てているわけですね。無駄に作っているわけです。その分電気代がたくさん要ると。その数値がここでいう17%だったのでしょうか。

○委員（町田康則君）

17%。

○証人（石河是孝君）

はい。もう最近では15%ですね、6年間ぐらいは16%ぐらい。

○委員（町田康則君）

無駄に捨てているということですね。

○証人（石河是孝君）

そういうことです。だから、電気17%余計に食らっているということです。

○委員（町田康則君）

平成20年度からは2炉運転が常態化、今、2炉で大丈夫ということになっているんですが、酸素発生を無駄にならないようにはできないのでしょうか。

○証人（石河是孝君）

かなり難しいと聞いております。

○委員（町田康則君）

それはどうして。

○証人（石河是孝君）

それは、場所的な問題もあるし、もうご承知のように、500kwぐらいの大きなモーターがついているんですね。それを、普通のエアコンがそうですけど、今、インバーターという方法で周波数を変えて、たくさん要るときは回転数を速くする、余り要らないときは回転数を少なくするというようなことも考えられますが、非常に大きな設備があるのと、それから、物理的にあれないということで困難であると。

○委員（町田康則君）

広さが要るということですか。

○証人（石河是孝君）

ええ、そうです。設置場所ですね。

○委員（町田康則君）

設置場所。

○証人（石河是孝君）

その辺の問題があると。

○委員（町田康則君）

金額もかなり掛る。

○証人（石河是孝君）

金額もそれはかなりあると思います。それは直接JFEの方に聞きました。何でそれをしないんだということを聞いたら、非常に難しいという回答を得ております。

○委員（町田康則君）

難しいということは、金額と場所。

○証人（石河是孝君）

場所とか、そういう物理的にも、実際にそういう例があるかどうかという問題も含めて。私はそれ以上追及しておりませんが、常識的に大変だろうなというふうに思います。

○委員（町田康則君）

用水のことについてお聞きします。使用量が多くなっている原因は何でございましょうか。

○証人（石河是孝君）

これは、水は冷やすために入れるんです。（「はい、そうですね」の声あり）だから、入れた熱に比例して水の量が増えるわけです。LNGを増やせば、その分冷やさなきゃいけない。当然水の量が増えると、こういうことで

す。

それからもう1つは、天候の差による影響が大きいですね。当然夏場は冷えにくいですから、クーリングタワーなんかで冷やしてもなかなか冷えないですから、当然たくさんの水を蒸発させなきゃいけない、こういうことをごさいます。その辺の年間夏場と冬場では当然水の量なんかは変わってくるんですが、その辺のところを査定を誤っておると。年間の平均であればいいんですけど、夏場はたくさん要りますよね。その分が足らんと、結果的にこういうことですね。

○委員（町田康則君）

甲第16号証をお願いします。

（証人へ甲第16号証を提示）

○委員（町田康則君）

石河さんの意見書ですね。これを読みますと、排水処理能力、塩除去装置の不足はどの時点で明らかになったのでしょうか。

○証人（石河是孝君）

排水処理能力、これは塩製造設備を増強したという話を聞いたのは1年以上後でございます。ですから、もう実際に作って運転をしている状況が最初の1年目に、2月か何か、私ちょっと記憶しておりませんが、私の頭の中に入っています。その後、そういうのをつけたんだということを聞きまして、取りつけた成り行き、どういう状況でつけたのか、どういう状況だったのかということは全く私は知りませんでした。もう1年以上後の、1年目か2年目ぐらいのところだったと思います。

○委員（町田康則君）

今、補強工事、平成17年の12月15日から3月27日まで排水処理施設を1系列増設したわけでございますが、1系列増設して、今のこの施設で十分と言えるのでしょうか。

○証人（石河是孝君）

それは全く判断ができません。というのは、この設備の性能に関する運転報告も全く受けておりませんし、当然能力にどのくらいの余力があるかということもわかりません。

ただ、現状のごみでは運転上の支障はないというふうに判断をしているだけでございます。

○委員（町田康則君）

石河さんは当然組合の、組合というのはある意味では素人ですね。それでJFE造った。その間に入ってやっぱり色んなアドバイスなり、そういうのをしてもらい、私どもも今、一番頼りにしているのは石河さん、証人なん

ですけど、証人が言われることで、やはり、これ2つのを読みますと、とにかく設計のときから考慮不足だったというふうに書いてあるわけですけど、今、そういうことを組合のほうにもずっと言われたんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

ずっと言っております。（「ずっと」の声あり）というのは、これ裁判が始まりましたね。裁判が始まりますと準備書面というのを作成いたしますよね。そうすると、J F Eのほうからも準備書面が来て、いや、これはこういうごみが多かったとか、ごみのカロリーがどうかというふうな話になりますよね。そういうものに対して、いや、それは違いますよというような意見です。こうすべきですよというようなのは言っております。

○委員（町田康則君）

裁判の前に色んなトラブルがあったときは、もちろん17年の3月31日で終了ということで、さっき石河さんのあれを聞いたときに、だったんですけど、年に数回色々なのを、何かあったときにはということの相談はあったんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

ありました。

○委員（町田康則君）

そのときのアドバイスはどうだったんですか。

○証人（石河是孝君）

やりました。当然やりました。

○委員（町田康則君）

それは組合に対しても、J F Eに対しても。

○証人（石河是孝君）

J F Eと同席のところでやったように思います。例えばガスダクトが詰まりましたよね。これはもうガスダクトが細過ぎるんじゃないかと、これを改造しなきゃだめなんじゃないかというような話は何回もさせていただきました。

○委員（町田康則君）

今のちょっと言われたガスダクトが閉塞しましたですね。ガスダクトに飛灰が付着し、ガスの通路を障害し、頻繁に運転停止となったので、バーナーによる溶かし込み装置を設置したり、溶融補助剤の添加などしたが、構造上の改造はJ F Eの都合で実現できなかったということ。

○証人（石河是孝君）

実現できなかったじゃなくて、しなかった。

○委員（町田康則君）

しなかった。（「はい」の声あり）は事実ですね。

○証人（石河是孝君）

と思います。私は数回にわたって改造の計画図書ですか、いただきました。結局、しかし実現しませんでした。その結果として、今度は融点降下剤を入れて色んな実験をしたと。しかし、非常に効果が薄い。しかし、そのころには既に詰まりの状況が改善されておりまして、全く改善されたということではないと思いますが、耐えられる程度に改善されたということで、その問題はそのまま今のままで持ち越された、こういうことでございます。

○委員（町田康則君）

当然構造上の改造しないと燃料用の酸素の増加はなくなならないということでございますね。

○証人（石河是孝君）

その分は少なくとも計画時には考えていなかった。LNGでございますから、かなりの分はそういうところに使われていると、こういうふうに思っています。

○委員（町田康則君）

PSAの酸素発生装置の能力不足のことも言っていらっしゃるんですが、プラスチック等の搬入が減少していますよね、色々区分けによって。（「はい、そういうことですね」の声あり）ごみが低質化してきますともっと能力不足になるということに、それはそうなんですか。

○証人（石河是孝君）

なります。というのは、要するに、ごみを溶融するというためにはある一定の量の熱量が要るわけですね。ごみの熱量が発熱のほうが減れば、その分天然ガスの量を増やさなきゃいかんわけです。天然ガスの量を増やしたということは、その分低発熱量がずっと続くと多分ごみの処理量は減ってくる、こういうことでございます。

○委員（町田康則君）

そしたら、今、リサイクルで色々区分けをしていますけど、このリサイクルの進展とは逆のこともしなければならないということですかね。

○証人（石河是孝君）

結局、プラスチックを回収してプラスチックを売るわけですね。こっちのほうはプラスチックをこの中へ入れる、そのかわり天然ガスが減ると、どっちが得かということで判断するべきだと思うんですね。だから、プラスチックが今、天然ガスはキロ60円とかいうような値段で買っている。多分これは想像ですけど、思いますけれども、プラスチックがキロ60円で売れば、それはプラスチックを回収して、以上で売ればプラスチックを売ったほうが

得ですよ。こっちは60円かけて、向こうが70円でいいというならね。熱量に換算して。だから、そういう面言えば、サーマルリサイクルという意味ですよ。ここで回収したプラスチックをここで燃して、天然ガスをセーブすると、そういうことです。

○委員（町田康則君）

そしたら、そういうふうな色んな今のプラスチックの回収価格等も含めて色々していくべきだということですか。

○証人（石河是孝君）

おっしゃるとおりです。よそでは、プラスチックを回収したために発熱量が減って重油の量が増えた、えらいこっちゃと、予算にならんと、こういうところも聞いておりますので、その辺のところはきちっと計算をして決断すべきだというふうに思います。

○委員（町田康則君）

熱交換器類の閉塞がありますね。炉頂ガスを冷却する循環水中に不純物が濃縮して配管内部に固着し、停止になったということがあったそうなんですけど、今はいいんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

いや、全部解決しているわけではないんですが、その清掃作業としてLNGを入れたりするトラブルは非常に減っておると。運転を止めるほどには至っていないと定期的なLNGをふかして、詰まりを解消されれば解決すると、こういうことでございます。

○委員（町田康則君）

PSAの酸素発生製造装置も故障しましたですね。設備の配管に附属した切り替えバルブがよく故障して、代替品に取替えていたが、現在はどのなんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

大体解決しているようでございますね。1年に一遍とか2年に一遍とかは取り替えているかどうか、私まだ確認はしていませんが、それは通常のメンテの範囲で予備品と交換するとかいう程度のことでやっている。頻繁に壊れたら、それは間に合いませんけど。

○委員（町田康則君）

私ども色んなことがあったんだというのがこの百条委員会ではわかったわけなんですけど、ごみの供給施設で圧縮プレスも故障していますよね。（「しています」の声あり）ごみを圧縮する圧縮プレスのボルトや鉄板がしばしば破損しているんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

結局、設計しているボルトが弱かったと。例えば、ごみは非常に摩耗が多くて、なかなか押し込んでも押し込められませんよね。当然思っていたよりも強い力で押し込まなきゃいかんと。そうすると、受けるほうのボルトが飛ぶかもしれませんよね。あるいは鉄板の厚さが薄くて膨らんだり、あるいは何回も膨らんだりへこんだりするために、そこで疲労破壊が起こるということとございますから、強度的な問題ですよ。これは設計考慮不足。

○委員（町田康則君）

設計考慮不足ということですね。

○証人（石河是孝君）

と思います。未経験によることもあるかもしれませんが、当然それは強力ボルトとか、色んなボルトがあるわけですから、そういうものにしておくべきだったのが、そうじゃなかったと、こういうこととございます。

○委員長（西口雪夫君）

ここで一旦休憩に入りたいと思います。

休憩に入ります。委員会を15分から再開いたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に続きまして委員会を再開いたします。

それでは、質問をお願いします。

○委員（町田康則君）

それでは、引続きお願いします。

この本施設、色々排水、酸素発生装置、炉頂ダクト、熱交換器、PSA、圧縮プレス、またほかに炉水冷壁の水漏れもあつたに聞いておりますけど、それはどういうことなんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

水冷壁というのは耐火物という、火に面している、高熱に面しているところの耐火物が、レンガでございませぬけれども、大部分がレンガですが、そのレンガを守るために冷やしているんですね、すぐやられちゃいますから。だけどレンガですからスラグによって削られたり、あるいは破損したりしてだんだん薄くなります。そうしますと、当然水冷壁が加熱、過酷な条件になりまして、これは銅の鋳物でできていますけれども、クラックが入りそこから水が漏れると、こういうことです。ですから耐火物の損傷が、損耗ですね、損傷というよりも損耗が大きな原因であると思います。

○委員（町田康則君）

炉壁の耐火材の熱燃焼損が発生するとそれが起きるということですね。こ

れはですよ、何年も経ったらわかりますけど、そんなに経たないときも起こるんですか。

○証人（石河是孝君）

ですから、それは中で燃す熱量によりますよね。大体 1 m^3 当たりこのぐらいの熱を発生してもいいですよというのは工業技術的に決まっているわけです。 1 m^3 当たり何百万 kcal で燃すのがいいですよ。それ以上になると耐火物はやられますよ、こういうことなんです。ですからそれを超えて、その設計値を超えてやれば当然耐火物も損耗が早くなるし、当然後ろ側にある水冷壁もやられると、クラックが入る、こういうことです。

○委員（町田康則君）

そしたら、これの解決策というのはどういうことなんですか。

○証人（石河是孝君）

これは耐火物は消耗品として見なきゃいけません。大体寿命として1年もてばオーケーだろうというのが常識的なところであろうと思います。1年ですね。

○委員（町田康則君）

色々この意見書のほうに書いてあるんですが、JFEの設計考慮不足というのとか、未経験によりということが、初期故障というのがあるということなんですけど、ほかに証人が感じていらっしゃる設計考慮不足はどういうふうなことでしょうか。

○証人（石河是孝君）

そうですね、覚え切れないぐらいあるんですが、例えば、1つは、電気室というのがございまして、これ電気のトランスとか色々入っていますんで熱を発生しますね。熱を発生しますと、当然それを冷やしてやらないかんわけです。そうしないと電気室の温度がどんどん上がってサーマルリレーが働いて装置全体が落ちちゃうわけですね。設計時の電気室での発生熱量を甘くみただけだから、夏場になるとどんどん落ちるわけです。それを冷却、これはエアコンで冷やしているわけですけど、エアコンの能力を増強したという形ですよ。

それからまた、エンジンなんかでも、これはガスエンジンで火を燃すわけですから、当然熱がたくさん発生しますよね。そうすると、その発生する熱で作業員が非常に作業環境が悪いということで換気の冷却能力を増やした。これもやっぱり最初からそういうものにすべきだったんですよ。そういうものとか、あるいは換気扇のことも多いんですが、換気扇が非常にメンテがしにくいところにあって、熱で破損したときメンテするために足場を組まなきゃならん。換気扇なんていうのは、通常は10万円とか15万円とかそん

なもんですよね。そういうもののために何百万円も掛けて足場を造るような、そういう設計考慮不足があったと、こういうことです。

○委員（町田康則君）

それは組合のほうも知っているんでしょうかね。

○証人（石河是孝君）

もちろん組合のほうに請求が来たから。そのお金を、足場のお金をくれと、こういうことですからね。それはないでしょうと。当然そこに足場を当初からつけるべきであって、そういうものを請求するのはおかしいよということなんですよね。その辺のところでございます。

○委員（町田康則君）

それは払っていないんですね、組合のほうは。

○証人（石河是孝君）

と思います。

○委員（町田康則君）

今、先ほど言われた電気室のエアコンなんかも払って。

○証人（石河是孝君）

払っていませんね、それも。

○委員（町田康則君）

払っていませんね。それはもう J F E が造って。

○証人（石河是孝君）

はい。というふうに聞いております。

○委員（町田康則君）

わかりました。この意見書をずっと見ていきますと、やはり一番この施設の原因といいますかね、色んなトラブルの原因というのは P S A の酸素発生装置の能力不足だという気が。

○証人（石河是孝君）

能力上はですね、と思います。

○委員（町田康則君）

するんですが、発注仕様書が求めていた設備のごみの定格処理能力ですね、定格処理能力というのは一番不利なごみ質の条件下で 1, 100 k c a l ですよね、大体。達成しなければならない出力値ですね。その定格処理能力を達成できていなかったと言えるんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

1, 100 k c a l で。なかったということはそういう試験をやったかどうかということですよね。それはちょっと J F E のほうに聞いてみなわからないんですが、今の 2, 000 k c a l、基準ごみ付近で今、300 t 策定

するのに酸素が不足しているわけですね。そうですね。J F Eから出ている性能曲線があるんですが、その要するに制約条件、性能を達成するための制約条件の表があります。その1番目が、この意見書に書いてございますが、第1が排水処理能力なんです。第2がP S A酸素の発生装置の能力不足が2番目の制約条件ですよ。そのほかにも色々ありますけど、この2つが主なところですね。

第1については、これは排水処理のうち塩製造設備を増強しまして倍になったということですね。だからこれは今の時点では解決しましたよね、今の、現状のごみ。しかし、この第2の点ではまだ解決していないですね。液体酸素が、したがって、これが2, 0 0 0 k c a lでも達成しないのに1, 1 0 0 k何で達成できるのか、当然こういう疑問がわいてくると思いますが。当然低質のごみになると発熱量が減ってくるわけですから、その分L N Gをたくさん焚かなきゃいかん。L N Gをたくさん焚くということは酸素を多く使うということですから。

○委員（町田康則君）

そしたら、発注仕様書で求めていた定格処理能力を達成できていないということでございますね。

○証人（石河是孝君）

もう現実にできていないわけですから、当然条件の悪いところではできないだろうというふうに推定しています。

○委員（町田康則君）

平成18年4月7日から液体酸素貯留気化装置の補強工事を行ったわけなんですけど、これは当然J F Eが負担すべきものだったということですね。こういうことですか。

○証人（石河是孝君）

はい。そういうことがある、何というかな、緊急用にそういうものが必要であったら当然やっとならないかんことでしょうね。

○委員（町田康則君）

そしたら証人は、J F Eが外部から液体酸素を購入していますね、その不足分を間に合わせているようなんですが、その量はわかりますか。

○証人（石河是孝君）

量は、ちょっとメモを、ちょっと細かい数値なんでよろしいですか。メモをちょっと読ませていただきますけれども、価格はわからないんですよ、どのくらいか。これどこから仕入れているのかもわかりませんし。J F Eは自分のところで酸素を作っていますからね、そこから持ってきているのか、その辺がわかりませんが、17年度はこれ報告がないんです、報告がご

ございません、J F Eから。18年度が275万5,008Nm³ですね。（「トン」の声あり）立米です。（「立米」の声あり）はい、気体ですから、1m³。標準状態で1m³。19年度が340万6,489Nm³。大体この1.3倍をしていただければkgになりますよね、1.3倍していただいて。ですから約4,000tですか、3,4,000t分の液体酸素を買ってきた。

○委員（町田康則君）

それはどこからわかったんですか。今のこれ。

○証人（石河是孝君）

これ報告があります、報告書が。報告書というか。

○委員（町田康則君）

組合のほうにもあるわけですか。

○証人（石河是孝君）

もちろんあります。日報に載っていると思いました。私がこれ自分で作るわけじゃないですから。かなり細かいところまでですから、組合さんから出た数値だと思います。

○委員（町田康則君）

それでは、この酸素発生装置に先ほど自動酸素発生制御装置というのは、そうすると何か整備とか広さとかちょっと難しいと言われたんですが、そういう自動酸素発生制御装置というのはほかの色んなほかのところも見ていらっしゃるんだけど、そういうのはついているのでしょうか。

○証人（石河是孝君）

いや、私はPSAにそういうものがついているとは知りませんでした。

○委員（町田康則君）

今、つけることはできるんですか。

○証人（石河是孝君）

先ほど言いましたように、物理的に難しいと。

○委員（町田康則君）

ただこれ、制御できる深冷分離酸素発生装置に切り替えることはできるんですか。

○証人（石河是孝君）

それはお金かければできますよね。ただ場所をどこにするかとか、またそういう問題もあると思います。液体酸素は蒸発器を、液体酸素を蒸発させる装置があればそれでコントロールできますから、非常に易しいですよ、コントロールするのは。

○委員（町田康則君）

先ほど塩製造設備のことをちょっと言われたんですが、これは確かにそれ

ができたために、一気に増えたために今は回るようになったんですが、シリカの除去設備の欠落というのも本当の一番大きな原因の1つだというふうにこの意見書でも書いてあるんですが。

○証人（石河是孝君）

要するに水を入れたという、水をピットの中に大量にあれしたのは、もう処置に困ってピットの中に入れていたわけですが、その原因はシリカの濃縮が始まっちゃって、何とかせないかんということで、外にも捨てられないし、ピットの中に入れて、こういうことだと。

○委員（町田康則君）

これをJFEの方に、ピットに入れたのは産業廃棄物として処理するのに莫大な費用が掛るから入れたんでしょうと言うんですけど、それは入れても大丈夫だという方もおられれば、大量に入れたでしょうと言っても、元々入れても回るようになっている装置だったとかいう方もおられたり、そういう意見があるんですけど、それについてはどうでございますか。

○証人（石河是孝君）

先ほど言いましたように、少量なら許されますよね。しかし、私の計算の5,000tというのはこれはミニマムでございますね、これはアルキメデスの原理とあって、人間がお風呂の中にどぼんと入ったらどのくらい水が溢れるかと。非常に自明の理屈で計算しているわけです。ですから、あの5,000tというものを入れたということを反論はできないと思うんです、計算でね。であるなら、例えば、実績でこうでしたよとか、そういう具体的な数値を示してもらわんと、あの私が書いた計算に対して具体的に反論していただかないと、あれは物理的な計算ですから、足し算引き算ですから、破られないんですよ、割ったり掛けたりしていませんから。ということなんです。だからそれはJFEとしてはそんな水入れていませんよと言い逃れはするでしょうけど、それは言い逃れになりませんよと。言い逃れするならちゃんと根拠を持ってきて逃れてくださいと。私は根拠を持った書類で提出して裁判にお出ししている。それに対する反論をまだ一度も私は受けておりませんから、そういうことなんです。

○委員（町田康則君）

JFEは天然ガスの使用量の大幅な超過ですね、それからごみの滞留はごみ量の想定以上の増加、もう、ぱっと来たんだと、最初。それとごみの十分な攪拌ができなかったことが原因と言ったんですけど、それについてはどうでございますか。

○証人（石河是孝君）

それは私も最初にごみは多いということを組合さんからも言われていたし、

どんどん毎日とにかくレベルは上がっていくんだよという報告を受けまして、これは本当にごみ量が多いねと。そのときは水も入っているとはつゆ思いませんでした。しかし、水がプラットホームまで溢れるほどの水が出てきたと。ごみというのは浮きますでしょう、ごみ袋に入っているから。だからそこに水があっただけの話で、毎日何百tの水を入れたら、5,000tを何日間でも入れたのか知りませんが、多分数十tの水は入れていると思うんですよね。その水がどんどんやってきたわけですから、そういうことで当然このごみピットから溢れたらごみ受け入れられませんから、こっちの奥のほうに積みまますよね。攪拌できないじゃないですか。それはごみの量が多かったからとこう言っているわけです。そうじゃないでしょうと。おたくが水を入れたからレベルが上がってしょうがなくてそういうふうにしたんでしょうと、そういうことを申し上げた。

○委員（町田康則君）

そうですね、私も水が入ったということを知りまして、その攪拌とか、それから想定以上に多かったとかいう以上に、このピットへの排水が一番の原因じゃないかなと思うわけですが、証人もそうですね。

○証人（石河是孝君）

私も本当にそう思います。

○委員（町田康則君）

このピットへの排水混入による弊害ですね、システム障害は2年半に及んだというふうには書いてあるんですが、それはそうなんですか。

○証人（石河是孝君）

そういうふうに想定をしております。ごみのカロリーをJFEはJFEで独自に測っていらっしゃるんでしょうけれども、実際に組合さんが測られたごみ質がありますよね、それからJFEが自分のところで計算したごみ質が大体5%ぐらい違うんです、低いんです、JFEの計算したごみ質が。JFEの計算したごみ質の計算が正しいかはわかりませんが、少なくとも同じ計算方法をすれば傾向が出ますよね。それから見るとやっぱり低くなっておるということで、それが大体2年半から3年近く続いているんですね。その間はずっとLNGの使用料も莫大だったし、それからごみのガスダクトが固着しますよね、そういうのも多かった。色んな面から2年半から3年近く続いたんじゃないかと推定をしている。私がその報告を受けたわけではありません。今は3年経った、3年後以降はそういう問題が非常に少なくなった、そういう結果からの推定でございます。

○委員（町田康則君）

17ページのほうになりますと、引渡性能試験について証人が言ってい

っしゃいますが、引渡性能試験、試験報告書には、「指定されたごみ質のすべての範囲について計画量を満足することを確認しました。」と書いてあるんですが、これほうそなんですかね。どうなんですか。

○証人（石河是孝君）

いや、確認したと思ったから、そのとき、確認して出るならいいですよということですよ。だからそのときは確認したんだろうという、計算の色んなあれがありますからね。物を設計するには計算してやらないといけませんから。

○委員（町田康則君）

この中で証人は一番最後のところに、「1, 100 kcal から2, 800 kcal、ごみ質の全範囲での試験はもちろん、ごみ質の下限点である1, 100 kcal 付近での試験は行われていない。」というふうに書いてあるんですが、それはどういうことで。

○証人（石河是孝君）

いや、実際に1, 100の試験をやれば、その報告書が出ないと確認できませんよね。

○委員（町田康則君）

はい、報告書なかったということですね。

○証人（石河是孝君）

そうですね。

○委員（町田康則君）

それでそう思ったと。

○証人（石河是孝君）

そうです。

○委員（町田康則君）

この試験は1日限りだったのでしょうか。

○証人（石河是孝君）

1日限りですね。発注仕様書にそうなっています。

○委員（町田康則君）

コスト性能試験がその後に書いてございますが、このコストの性能については全く試験されずに先送りしたということは本当なんですか。

○証人（石河是孝君）

そうです、はい。これはもう前々からの工程会議、設計時の段階から非常に色々な用役のあれがあるので、これは受けとった後、何年間、1年間でしたか、覚書。その間にそういうのを実証したと。そのためには、こうしますというのが覚書に書いてあります。それにのっとったということです。

大体1日ぐらいの試験でLNGがどのくらいだとか酸素がどうだったとかいうようなことはわかりませんもんね。こういうのはやっぱり3カ月とか4カ月とか続けて全体で判断しないと。そういうことです。

○委員（町田康則君）

いや、だから、コストについては、元々うち、この県央県南は応札条件の中にも金額を年間6億7,500万円以内ですよということで応札したわけですね。それについて試験をしないというのはやっぱりおかしいと思うんですよ。

○証人（石河是孝君）

それはだから性能試験という1日とか1週間とか、予備性能試験、その中でそういうものを判定するのは困難であるというのを私はよかったというふうに逆に思っています。実際に使ったのを見ればごまかしようもございませんよね。

○委員（町田康則君）

そうです。

○証人（石河是孝君）

そうでしょう。その場合の瞬間的だったら、そうなの、じゃあいいねという話とはまた違いますからね。そういう意味でございます。

○委員（町田康則君）

全く試験をされなかったと。コストについてはですね。ただ、5年間の保証が存在していますよね。それから15年間の設備の瑕疵担保がありますね。そこで問題にすればいいということで判断した。

○証人（石河是孝君）

そういうことです。それはもう正確だと。より厳しいというふうに思っております。

○委員（町田康則君）

そうであるなら、1年目からコストが平成17年度、11億2,187万4,000円になっていますよね。今度は18年度が11億5,900万円、平成19年度になりますと12億5,800万円というふうに2倍近くなっているわけですけど、これについては1年目から当然差についてはJFEが払うべきものだと思いますが、どう思いますか。

○証人（石河是孝君）

思っています。これがこの意見書の趣旨。

○委員（町田康則君）

この後に18ページで緊急作動試験について書いていらっしゃいますね。停電試験は合格と報告書に記してあるんですけど、本当に実施されたんですし

ようか。

○証人（石河是孝君）

しました。

○委員（町田康則君）

それは証人も確認された。

○証人（石河是孝君）

確認しております。

○委員（町田康則君）

そしたら、実施したら、これは平成18年9月17日に台風13号による停電がありまして、そのときに非常用発電装置のラジエーターファンが50Hz地区用の製品がはまっていたと。ですから動かなかったわけじゃないんですけど、そういうことはわからなかったんでしょうかね。

○証人（石河是孝君）

私はちょっと気がつかなかったですね。

○委員（町田康則君）

実際には台風や落雷、鳥害による停電がよく起こったと。速やかに復旧できなかった、それはPSA酸素発生装置が非常用発電装置から電力を供給できるようになっていなかったというふうに書いてあるんですけど、それはどういうふうに。

○証人（石河是孝君）

これはもう最初からそういう打合せで決めていたこととございます。というのは、今、言いましたように3,000kw要るんですよ、今のPSAでやりますと。3,000kwといったら設備の半分以上じゃないですか、今の1,500に対して。それをつけるというのは非常に何というんですかね、1年に一遍かそこらしか起こらない停電のために大きな設備はつけたくないと。JFEの意見がですね。だけどそうしたら炉の中で当然酸素がなければ固まってしまうと。そう質問したわけですよ。何でつけないんだと。私ども申し上げたんです。だけど、そういう理由で非常に大きいし費用も掛るから、そういう場合にはちゃんと所員が炉の中で清掃すると、1年に一遍程度のそういう事故に対して。そういう回答があって、しょうがないねと、こういうことです。

○委員（町田康則君）

そこからいかないと、今、証人が言われたように、石河さんが言われたように、中で固まってしまうですね。

○証人（石河是孝君）

固まってしまうても別に取り出しゃいいんですから。そのための労力は要

りますよね。

○委員（町田康則君）

要りますよね。

○証人（石河是孝君）

それだけの話でしょう。それが例えば、固めて、作業員が5人で2日間入って、じゃ、幾らかかるのと、15万円とか20万円とかそんなもんですよね、1つの例は。だけど3,000kwの非常用発電装置といたら何億円とかかる。そういう意味です。だから向こうからの、私は多分混成というか、そういう非常用発電機で6,000kのうち4,000kの非常用発電機つけたという装置はちょっとありませんから、これは原子力発電みたいなあれとはまたちょっと違いますんでね、そういう意味でそういう面での割愛をしたというか、やむを得ないことであろうと判断したわけです。

○委員（町田康則君）

それはどなたと話されたんですかね。

○証人（石河是孝君）

それは佐藤さんがいたと思いますね。

○委員（町田康則君）

佐藤さんと。

○証人（石河是孝君）

はい、その打合せのときは。工程会議のときです。

○委員（町田康則君）

非常用発電装置から電力を供給できるようにはしていないと。

○証人（石河是孝君）

それはもうそういうこと。電気の設備の点検したときにそれはわかっています。それで何でこれを私が申し上げたかということ、実は停電が何回か起きている。そのたびに中に入っている作業員がお金が要りますよと。何で、停電はうちの責任じゃありませんよと、JFEはこう言ったわけですよ。おかしいでしょうと。自分のところでやるといったから非常用発電機外したんだよと。それを請求するというのもってのほかだというのは、この文書を書いた一つのあれじゃないですかね。

○委員（町田康則君）

ということはですよ、そういうふうにそういう年に1回か起こらない、台風とか色んな落雷のときには、停電が起こったときには、JFEの責任ですと言っているのに。

○証人（石河是孝君）

言っているにもかかわらず。

○委員（町田康則君）

かかわらず、停電が起こって、停電なんかはJ F Eの責任じゃないので、炉の復旧に要した人件費、除去費用を組合に要求したんですよね。

○証人（石河是孝君）

そういうことです。

○委員（町田康則君）

それは組合に言われたんでしょう。

○証人（石河是孝君）

いや、それはですね、彼らのために弁解してやると、そういうことを申し上げた方と請求された方は別ですから。そういう経緯があったということは知らなかったかもしれませんよね。だけど、突き詰めりゃそういうことです。

○委員（町田康則君）

当然、石河さんはそういうふうに佐藤さんから聞いて、非常用発電装置はもちろんしていないのは、金も掛る、しかし、その起こったときには人間が何人か入って除去すればいいからということは、当然それはそっちで持つんだなと思っているから。

○証人（石河是孝君）

思っていましたよ。作業員がやるということはそういうことでしょう。

○委員（町田康則君）

そうですね。

○証人（石河是孝君）

作業員がやっているんですから。そのためにだれかがほかのところから職人を雇ってきてやればそれはまたお金が掛るでしょうけど。作業員がやるわけだから、作業員の人件費はそれは丸ごとあれじゃないですか。

○委員（町田康則君）

これは組合に要求されて、この人件費や除去費用ですね、組合は払ったんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

払っていないですよ。

○委員（町田康則君）

それでは、19ページのところに行きますと、今度は覚書の変更について証人が述べていらっしゃいますね。ごみ質が1, 600kcal未満、または2, 600kcalを超える質域では、定格処理能力を大幅に下回っている疑いがあるというふうに書いてあるんですが、それはどういうことなんですか。

○証人（石河是孝君）

まず、先ほど申しました酸素不足ということですね。それから、排水処理設備は2倍にしているから、これもまだ研精はしていませんよね、実際にこれで大丈夫だという計算書というか、そういうもの設けていないし。そういう意味ですが。当然LNGがこの覚書変更によりますと相当増えますので、酸素も相当増えるわけです。

○委員（町田康則君）

わかりました。私もこのガス化溶融炉問題に入りまして、ずっとやってきまして思って、ついこの間色々な資料を見ていましたら、全国の自治体で嵩む補修費、自治体圧迫、ガス化溶融炉問題多発というふうに書いてあって、これは時事通信社が調べてわかったんですが、運営する自治体の約6割が想定を超えるものになっていると。そして、専門家の意見を求めているんですけど、専門家は、そもそもこれは未熟な技術だったんだと言っているんですけど、それについてはどう思われますか。

○証人（石河是孝君）

当然当初は未熟だったですね。しかし、現状においてみますと、例えば、用役の電気代が多いとか、ガスが想定以上だったとか色んなこと、あるいは運転の維持費ですね、補修費とか、そういうものが非常に多いということを除けば、経済的なそういうものを除けば、非常に順調に運転しているように思うんですね。

○委員（町田康則君）

コスト面を除けばですね。

○証人（石河是孝君）

コスト面を除けば。そういう意味です。

○委員（町田康則君）

わかりました。

○証人（石河是孝君）

高級品ですよ。

○委員（町田康則君）

この最後のところで証人が、「本格稼働後の実績値を見れば、全く使い物にならない代物である。」というふうに書いてあるんですけど。

○証人（石河是孝君）

これはちょっと誤解のないようにしていただきたいので、これは覚書に関する評価なんです。この覚書を使って色々計算をされていますけど、インチキじゃないですかと、インチキといったらちょっとおかしいですね。使い物にならない、こういう意味です。だから設備自体が全く使い物にならないということをここで申し上げているんです。覚書は非常に色んなところに欠陥が

ありますということです。

○委員（町田康則君）

そしたら、最後にお聞きしたいんですが、証人はこれを専門部長として造られて、そして、ずっと見てこられて、裁判のほうも見てこられて、やはりうちの組合は応札条件との差額ですよ、その差額は全部払ってくださいよと。当然。少なくともそれをしてもらうのは最低条件じゃないかなと私どもは思っているんですが、そこについて証人はどう思われますか。

○証人（石河是孝君）

そういうふうに、全くそのとおりだと思っています。それから増設整備ですか、その費用についても当然JFEが払うべき。

○委員（町田康則君）

補強工事ですね。

○証人（石河是孝君）

補強工事。

○委員（町田康則君）

補強工事、4つやっておりますよね。

○証人（石河是孝君）

はい、それも全部JFEが払うべきものであると思っていますので。

○委員（町田康則君）

そしたら、これから先、まだ高どまりで高コストでいっていますね。そうすると、高コストのまま、その差額も当然払ってもらうべきだと。

○証人（石河是孝君）

それは15年間の、一応契約は瑕疵担保期限は15年ですから、その間は払うべきであろうと思いますよね。それ以降については、これはご相談というか、組合さんとJFEがディスカッションして決めるべきだというふうに思っています。

○委員（町田康則君）

ありがとうございました。いいです。

○委員長（西口雪夫君）

次に、補足質問を受けます。どなたかございませんか。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

どうもご苦労さんでした。雲仙市の柴田でございます。

今、液体酸素ですかね、17年はわからないけれども、18年、19年ということで今、数字を示されたんですけれども、18年が275万立方ですね、19年が340万立方というふうなことだったんですけれども、20年とか21年、22年に対してもこれぐらいの数字が使われているんですか。

○証人（石河是孝君）

いや、使われておりません。使われておりません、20年以降は。一部3炉運転をしております、3日間。これは日本環境衛生センターさんが検収されて300tの試験運転をしています。そのときにある程度の液体酸素を使っているということで、それはここには計上されています。

○副委員長（柴田安宣君）

もう1つ伺いたいんですけれども、これPSAの酸素発生装置そのものが3炉運転用にすれば足りない。この意見書から見ればですね。（発言する者あり）2炉運転では余っているというふうなことで、相当無駄な分が電力を使われているという解釈ですけれども、1炉1炉に使っとれば、うまいぐあいに1炉回したときにそれだけの酸素は発生をするわけですから順調にいくだろうと思うんですけれども、その2基にした場合と3基にした場合とは相当金額的に違うんですかね。

○証人（石河是孝君）

設備費ですか。設備費はものすごい違うと思います。それは量が減るからその分だけ減りますけど。かなり違うと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

やっぱり相当な金額じゃないと3系列を2系列にしないんだろうと思ったんですけれども、その影響は金額的にはどれぐらいに。

○証人（石河是孝君）

いや、それはもう。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりませんか。

○証人（石河是孝君）

わかりません。

○副委員長（柴田安宣君）

それと、もう1つ伺いたいんですけれども、この甲第30号の3ですね。

○委員長（西口雪夫君）

資料の提示をしますか。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

甲第30号証の3、提示をお願いします。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

石河さんご存じだろうと思うんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね。

○副委員長（柴田安宣君）

この平成19年9月から総合エンジニアリングの技術者さんということでこの変更覚書の会議に参加されておりますよね。

○証人（石河是孝君）

はい、しています。

○副委員長（柴田安宣君）

その中で、この後の20年の4月までこの会議に参加されておりますけれども、技術を持った先生の考え方として、この中の会議の内容についていかがお考えで、参加されて思われましたか。

○証人（石河是孝君）

これもうはっきり申し上げて、お互いに平行線でごさいますね、全く合意に至らない。何回やっても至らないという状況でした。ですから、途中でそのまま終わっています。

○副委員長（柴田安宣君）

意見の合意に至らない大きな原因はどこら辺にあったんですかね。

○証人（石河是孝君）

ちょっと私もその資料を持っていないのでわかりませんが、組合さん、私ども総合エンジニアが、それぞれ向こうから出てきた覚書の案をこういうふうに変えてくれというものを色々な評論をして出して打合せしたんですよ。相当なページ数でしたですけど。それについても細かいのはちょっと私覚えておりませんが。それは組合さんのほうの資料じゃないとわからないと思いますけどね。

○副委員長（柴田安宣君）

その会議には組合のほうから多分これは変更覚書の協議の提出ということで、組合のほうからJFEに呼びかけてこれがなされたような流れみたいですよけれども、そういうことだったんですかね。

○証人（石河是孝君）

いや、それもちょうと私覚えていないんですけどね。私の感覚では、JFEのほうから覚書は変更してくれというふうに言ったように記憶をしていますが、ちょっと定かじゃありません。

○副委員長（柴田安宣君）

これは覚書の変更をされた後にこの会議が持たれているわけです。

○証人（石河是孝君）

そうですね。そうですね。覚書は多分16年度ぐらいでやっているんじや

ないでしょうかね。変更はね。

○副委員長（柴田安宣君）

この会議の内容については、組合のほうに記録はあると思われませんか。

○証人（石河是孝君）

さあ、その書類はあると思いますけど。その議事録はないですね。これは元々 J F E が記録を出すようにということで何回か申し上げたと思いますけど、最終的には出てこなかったということですね。事前打合せみたいな形で。

○副委員長（柴田安宣君）

もう 1 つ伺いたいんですけれども、これ出してもらえますか。乙 1 号証。
(証人へ乙第 1 号証を提示)

○副委員長（柴田安宣君）

J F E のやつの参考資料があるんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

ページ数を言ってください。

○副委員長（柴田安宣君）

103 ページです。

○証人（石河是孝君）

ガスエンジン発電稼働状況というやつですね。

○副委員長（柴田安宣君）

はい。この 103 ページということで、これ多分ほかから抜粋してこれに載せられてあるんだと思うんですけれども、この炉のガスエンジンが、非常に効率なエンジンが J F E でデモ機械で試運転をした場合の発表なんですけれども、これからいきますと、この上の分の 1, 500 k c a l のもんから 2, 200 k c a l までの範囲内の変動を運転したけれども、継続的運転が可能であることも確認したというふうなことが書いてあります。その下のほうに 100% 負荷時のエネルギーバランスを示すということで発電効率は 37% を達成し、従来の都市ガス使用ガスエンジンと比較しても同等の発電効率を達成したというふうなことで、これだけすばらしいガスエンジンであれば発電効率も高いだろうと思うんですけれども、同じエンジンみたいですが、この違い、現在の稼働しているガスエンジンとの違いがあるような気がするんですけど。

○証人（石河是孝君）

はい、ありますね。これはガスの組成が違うんですよ、こことは。何を申しますかという、多分この実験で行った廃棄物のごみの質がよかったんですね。ですからこの低位発熱量が 2,000 k c a l と書いてありますよね。10,000 N m³ 当たり。この（発言する者あり）1,500 から 2,0

00ですか。だから1,500から2,000ですけど、ここと比べてすごく品質がいいんです、精製ガスの。ここは多分、正確にちょっと覚えていませんけど、1,500kcalであると思います。だからこの試験の一番低いぐらいのところにあるんじゃないかと思えますけど。この設備。ガスの。ガスを作りますよね、精製ガスを。ごみから。そのガスの組成がこれに比べて悪いということが考えられますね。だからガスエンジンというのは、例えば、LNGみたいなものすごい高質の高カロリーのガスエンジンできちっとやればものすごく発電効率もよくなりますけれども、だんだん質が落ちてくると効率は悪くなりますよね。ここではだから1,500から2,200kcalでこうなったと言っていますけど、じゃ、1,500kのところを幾つ、2,200kcalのエネルギーのとき幾つというのは書いていないですよ。だから、これか。（「上のほうは書いてあるんです。37%」の声あり）だからいいのが37%ということじゃないですかね。だからカロリーが高くなるとそういうふうになるということ。ここはたしか30%ぐらいだったと記憶しておりますが。そうですよね。これはただJFEの責任というか、ガスエンジン自体が世界的に造っている社は1社しかございませんから。この1,500kw程度のもの。そこも最大の力を入れて発電をやっているわけで、これはもう改善のしようがないように思う。ただ、試験したらこうだったと、こういうふうに考えていただいて、じゃ、これでおかしいじゃないの、ここのはということにはならないと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

1つだけ気になったのが、この下のほうに50%の負荷での効率は約33%であると。100%の場合と4%しか変わらないということを書いてあるわけです。とすれば、その4%の違いが今、問題になっている2,000kcalが基準ごみで、その上下は、超えた分に関してはいいけれども、下がった分に関しては罰則規定という問題も含めて議論されているものですから。この低質の分の1,500から2,200の間で33%の発電効率があるんだったら、そんなにこのごみ質の2,000kcalにこだわらなくていいんじゃないかと私は考えたものですから。先生、どういう見解かなと思って聞いたんです。

○証人（石河是孝君）

だからガスの発熱量とごみの発熱量を分けて考えていかないかんです。だから2,000kcalのガスからどのくらいのカロリーがとれるのかというのと、その発電効率がどうなるかというのは別物ですから。だから出てきたガスが1,500から2,200の間でこのくらい程度の効率と、こういうことなんじゃないでしょうか。当然、発熱量、ガスは高質ごみのほうが

いいガスが出ますので。高質ごみのほうが発電効率がいいはずなんですよね。

○委員長（西口雪夫君）

いいですか。上田委員。

○委員（上田 篤君）

すみません、甲第52号証を提示をお願いします。

○委員長（西口雪夫君）

甲第52号証を提示をお願いします。

（証人へ甲第52号証を提示）

○委員（上田 篤君）

この甲第52号証は19年度に行った改善改良工事についての説明なんですけれども、これはご覧になったことがありますか。

○証人（石河是孝君）

これはですね、これは初めてだと思いますね。

○委員（上田 篤君）

そうですか。その2ページに、上の表のほうに、この工事の目的、それと工事の内容、予想効果ということでまとめてあるんですけれども、この工事はすべてこれはJFEの負担によって行われているんですよ。それはご存じでしたかね、負担がJFEだったということは。

○証人（石河是孝君）

組合さんがお金出したのは例の4つの増強工事だけだと思っていますから。ほかは全部お払いになっていないと思います。それから維持補修費でもそういう色んなところで検討して、これはおまえんところの責任だとかいうふうなものについては払っていないと思います。

○委員（上田 篤君）

補強工事、さっきあったシリカ除去とかいう補強工事は組合に払わせて、こっちはJFEが持ったというのは、何かちょっとこう、いまいち整合性がとれないような気がするんですが、それはどう思われますか。

○証人（石河是孝君）

今、そういうことをですね、例えば、炉下部水冷化範囲拡大というのは、これは増強工事の1つの炉底改造工事なんかと同じもんですもんね、大体感じからいうと。いうように思いますけど。だけど、それをまた別にやったのかどうかちょっと私は記憶にありません。ごみプレス、油圧シリンダー、これはもうあれですよ、機械のほうですよ。ごみプレス、分割と。全体的なやつ、これはみんなJFEの責任ですよ。

○委員（上田 篤君）

これは当然JFEが出すべき工事であったとお考えですね。

○証人（石河是孝君）

はい。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。田添委員。

○委員（田添政継君）

諫早の市議会の田添でございます。よろしく申し上げます。

14年の11月から総合エンジニアリングの施工監理専門部長ということで。

○証人（石河是孝君）

いや、ほかの仕事ではやっていました。12年から。

○委員（田添政継君）

12年からですね。

○証人（石河是孝君）

はい、総合エンジニアに所属したのは12年からです。ここの県央県南のこのクリーンセンターの施設に対しては14年の11月からと考えています。

○委員（田添政継君）

それで、総合エンジニアリングということで考えますと、11年ですかね、組合を結成されて、機種の色んな話し合いが進んでいくわけですけど、そこから辺からずっと総合エンジニアリングさんはコンサルタントとして係わっていらっしゃるわけですよ。そういうここの担当部長になられたときに、以前の方との引継ぎみたいなものはどういうふうなものがあったんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

これは部が、計画部みたいなですね、企画をする部がここの設備の色んな見積もりとったり、業者を決めるまでが企画で、それから企画関係の部がある。その後、施工監理の部に移ったわけですね。施工監理、別の仕事として組合さんから注文をいただきましたので。ですから、その時点でいただくわけですけど、その時点で発注仕様書とか、それなりの今まで係わった書類はいつでも閲覧できるし、必要なものはいただいていますから、それなりの勉強をしてこの施工監理に携わった、こういうことでございます。

○委員（田添政継君）

総合エンジニアリングさんがガス化溶解炉を推奨するとか、そういう方向性があるんじゃないかというふうな提言をされていることはご存じでしょうか。

○証人（石河是孝君）

これはですね、私幾つかやっていますけど、ガス化溶融炉というのは十何社か何か当時あったと思いますけど、これは全部当時の厚生省ですよ、厚生省が認可をして、きちっとこれなら補助金を出してもいいですよと、いわゆる国が認めた施設をやっていますんでね、我々がこれを強く推奨したとか、そういうことは私は知らないんですけれどもね。それらの1つの、要するに認可をもらった設備の人がPRに来て、これを使ってください、これはこういう特徴がありますよと、ちょっと事実からは外れたような事象も挙げてPRしているわけですから、しているんだろうと思いますけれども、そういうことはあると思います。

○委員（田添政継君）

それじゃ、すみません、ちょっと甲第36号証の1を提示をしていただいて、県央県南広域環境組合ごみ処理施設の。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってください。今、資料を提示します。

（証人へ甲第36号証の1を提示）

○委員（田添政継君）

一応表題だけ読みますので。この分ですね。

○委員長（西口雪夫君）

証人お疲れと思いますけど、もう少し時間を延長させていただきます。すみません。

○証人（石河是孝君）

結構ですよ。

○委員（田添政継君）

どうもすみません。これはここの組合に対して総合エンジニアリングが進言というか、提言みたいなことをされているんですけど、これの8ページの文章の、最後のほうの文章の下段のほうになるんですけど、「熱分解溶融炉方式（ガス化溶融炉）を選定することで、将来のより厳しい環境対策、リサイクル思想にも合致させることが望まれます。」というふうな提言をされているんですよ。これは見られたことありますかでしょうか。

○証人（石河是孝君）

これはないです。

○委員（田添政継君）

引継ぎとかもされていなかったということですね。

○証人（石河是孝君）

いや、これはもう私が係わったのは発注仕様書以降なんですよ。だからそれまでの決定の経緯とか、そういうものについては係わっていませんので、

どういう書類が要ったとかいうことはわかりません。ただ、向こうから出てきたこういう設計になりますよという、向こうからの書類以降は係わっておりますけど。これについてはちょっとわかりませんが、しかし、これ見る限り、「厳しい環境対策、リサイクル思想にも合致させることが望まれます。」ということですよ。これ熱分解溶融炉方式であって、これは今、言ったここにあるサーモセレクト方式ね、これはガス改質と申しますけど、そのほかに流動床分解ガス化方式とか色々ありますから、これ全部のことを言っているんじゃないでしょうか。

○委員（田添政継君）

多分そうだと思います。

○証人（石河是孝君）

だから、これはもう要するに政府の厚生省の当時の指針でありまして、こういうものにしないと補助金出さんよと、こういう思想ですからね。普通の焼却炉を造るならばそれなりのことをしなさいと。ダイオキシンに対しては1炉100t以上連続でやるような炉にしなさいと、200tにしなさいと、そういうふうな熱分解溶融方式はお勧めの、これだったら補助金出しますよと、そういう意味ですから。これはガス化溶融炉を総合エンジニアがPRしたということじゃなくて、政府が将来のスラグの埋立地の問題とかダイオキシンの問題を考えるとこれがいいですよと言って、わざわざ廃掃法の施行令まで書いてあるわけですから。条件をですね。そういう状況ですから、普通のことだと思いますけど。

○委員（田添政継君）

だからそこはかなり色々な県とか当時の厚生省ですね、含めて色々やりとりがあったというふうには聞いているんですけど、選定を県に上げる場合には1機種にしなさいとか、1方式にするのかとか、色々な相当のやりとりがあったみたいで、ここの機種の選定小委員会の中では、最終的には1機種にはしないと、入札で決めるということで、かなり県とか国とかはやり合っているみたいなんです。そこら辺で非常に気になる場所があったもんですから今、お尋ねをしているんですけど、そういうことだったんです。

○証人（石河是孝君）

これ全般的な話ですけども、4つぐらいありますよね。ロータリーキルン方式とか流動床方式とかシャフト炉方式ですね、それからここのガス改質とか、色々ありますけど、ほとんどうまくいっていませんよね。いっていないといったら失礼なんですけど、かなりトラブルっていますよ。だからそういう面で今、残って、実際に今、まだ造るのがあったら、コークス炉型のシャフト炉ですよ。ということなんです。だからそのときにもしロータ

リーキルンなんかに絞っていたらかなりトラブっていたかもしれませんね。
あるいは流動床方式だと。

○委員（田添政継君）

そういうふうにおっしゃるところが私自身は非常に気になるところではあるんですけど、先ほど非常に優秀な焼却炉ということで最終処分場の問題を含めておっしゃっているんだと思うんですけど、要らないということを含めてですね。しかし、私どもの考え方はやっぱり経費増、コスト面も含めて、それがちゃんと。

○証人（石河是孝君）

もちろんそれはだから、経費に対しては私も非常に遺憾に思っていますよ。

○委員（田添政継君）

それを含めてこの炉が本当に欠陥でなかったのかどうかということを今、一生懸命議論をしているわけで、先ほどみたいな言い方で使い分けをされると非常に何か受けとめづらいんですよ。

○証人（石河是孝君）

使い分けってどういう意味ですか。

○委員（田添政継君）

ですから、コスト面を除けば非常に優秀な炉だと。

○証人（石河是孝君）

そういう意味ですか。いや、だからコスト面に対しては応札条件できちっと歯どめをかけたわけでしょう。これ以下にしないで、これを超えたら自分ところで払えと、こういうことですから、それだけの確信があったから受けたんだと思いますけど。

○委員（田添政継君）

だからそれはそれとして、ずっと今後も続いていく問題でもあるわけですけど、問題は瑕疵担保を過ぎたときにこういう問題が非常にやっぱり重くのしかかってくる問題となってくるわけですよ。だからそういうことを考えると、将来的にはもうそろそろ色んなことを検討しなければいけない時期にもきているというふうに思うので、そういうことを含めてこの問題をどうとらえていいのかなというようなことを考えるわけです。だから証人がもし何かコメントがあれば聞かせていただきたいと思いますと思うんですが。

○証人（石河是孝君）

これは私の個人的な考えでよろしいですか。まずこれ、裁判が進行していますよね。それで、ある程度の準備書面、色々持ち寄った証拠に対してある程度の判断がつかますよね。それからでよろしいんじゃないかというふうに思っております。非常に難しいデリケートな問題で、私今、答えることはち

よつとはばかられますので。

○委員長（西口雪夫君）

笠井委員。

○委員（笠井良三君）

このサーモセレクトですね、それからガス化溶融炉、色々種類があるんだろうと思います。そういった中で、今後維持管理ですね、こういった面でこのサーモセレクトが単なるエンジニアリングの、例えば、石河さんところのエンジニアリングで運転管理ができるものか、その点をちょっと教えていただきたいです。

○証人（石河是孝君）

いや、できないですね。

○委員（笠井良三君）

できないですか。

○証人（石河是孝君）

それをやろうとしたら相当な期間と人材を揃えてやらないと、これができる技術者さんというのは世の中にはそんなにおらんと思っています。

○委員（笠井良三君）

それと、ほかのガス化溶融炉、ストーカ方式とか色々あると思うんですけども、そういったところでやっぱりそういう運転経費ですね、この辺についても色々あるんじゃないかと思うんですよ。そういった場合に、ほかのメーカーでは石河さんのところでも運転できるというあれもあるんですが、その点。

○証人（石河是孝君）

今までやってきた、例えば、ストーカ炉ですね、この程度はその覚悟さえあればいけると思います。ですから結構地元の、ここら辺で言ったら、長崎県でいったら離島の方とかそういう方なんかはエンジニアだけ、メーカーのエンジニアがいてね、あとの作業をする方はみんな地元の方がやっていますから、かなり安い費用で運転できると思いますけど、この設備はちょっと私の考えでは難しいと。

○委員（笠井良三君）

先ほども言われましたように、やっぱり人件費がかなり掛るといようなことですか。

○証人（石河是孝君）

それは高級な技術者を雇えばそれなりのお金は払わないと。

○委員（笠井良三君）

どうもありがとうございました。よかです。

○委員長（西口雪夫君）

ほかに。上田委員。

○委員（上田 篤君）

すみません、午前中にこの質疑の中で私が補強工事やったこととか、改善改良工事やったこととか挙げて、この施設そのものに瑕疵とか欠陥があるんじゃないかという質問をしたんですね。そしたら会計検査もちゃんとパスしていますと、ですから瑕疵、欠陥は一切ありませんという答弁があったんですね。その会計検査というのはそんな厳密に機械的なことも検査するものなのでしょいか。

○証人（石河是孝君）

しませんですね。そんなに細かいことまではやらないと思いますよ。ちゃんと書類がきちっと整っているか、そういうきちっと予定した、例えば、性能試験とか工程とか、そういうものがちゃんとなっているかどうかとか、写真がちゃんと工事の写真が撮ってあるか、そういう工程をちゃんと工程会議を開いてやっているかとか、そういうことですよね。だから性能試験でオーケーということになれば、それを会計検査で、いや、おかしいよ、オーケーなはずないよ、これはやっぱりだめじゃないのということはないと思います。

○委員（上田 篤君）

先ほどはえらい自信持って、会計検査をパスしていますと、だから大丈夫ですというような感じだったもんですから、非常におかしいなと思ったんですね。わかりました。

それともう1つ、必ず出てくるごみ質の問題で、本格稼働当初、一般ごみに産廃も交じっていたと、だからうまく運転できなかつたんだということをよく言われるんですね。ここでそういう安定した運転ができないような産廃というのは、例えば、どういうものが考えられるんでしょうか。

○証人（石河是孝君）

それを逆に聞きたいんですね。何が入っていたのと。具体的にこういうものが入ったからだめだったということを聞かんと、出どころもわかんないや何もわからないですから。産廃が入っていたらしいというだけの話であって、それがどういうことをするのということがわからない。例えば、自転車が入っていて、その自転車がでかくて、それが要するにホッパーに詰まったとか、そういうのはわかりやすいですよ。だからそういうことじゃなかったの、それはあんたのところでちゃんと同定してくださいよと、どこの産廃入れたんだって。

○委員（町田康則君）

布団とかなんともちよつと言われたんですけど。

○証人（石河是孝君）

あれはだから、元々そういう入れてはいけないものというのはJ F Eから出てきているはずですよ。それを守っていると思いますよね。もし守ってなくて布団が見えたら、布団つまみ出せばいいんですから。そうでしょう、クレーンがあるんだから。ちゃんとできるわけですから。あそこのホッパーステージに置いて、それをもう一回裁断機に持って行ってかけるとか。そういうことをせずに、いや、布団が入っていたとって怒ったってしようがないじゃないですか。どこでも入っていますよ、布団ぐらい。それは運転マンが見ながら、これは入れちゃいかんなどと思ってつまみ出します。だからそういうこと理由にするというのはおかしいと思う。産廃といっても証拠がなく、産廃やといったら一番いいでしょうな、楽でしょうね。

○委員（町田康則君）

委員長いいですか。

○委員長（西口雪夫君）

最後にしましょう。

○委員（町田康則君）

これからですね、これが15年経ちますと契約期間が切れて、今、もう半分近く来ているわけですけどね、まだ来ていませんけど。そうすると本当にどういふのを今度はしなくちゃいけないとか、色々その議論もやっていかななくちゃいけないと思うんですけど、やっぱり新しい機械といいますかね、この新しい機械よりもやはり今までストーカー方式って何年も使ってなれてきていますよね、色んな事例も。やっぱり新しいあれに飛びつくよりも、今まで実績をしたのを選んでくるのが本当なんではないでしょうかね。

○証人（石河是孝君）

これからですか。

○委員（町田康則君）

これからです。

○証人（石河是孝君）

私はもうそういう意味で担当というか、そういう機械を選定するとかいうような立場にはないのでわかりませんが、全般的に世の中そういう流れになっているように思いますが。特に東京都とかそういう大都市は色んな勉強というか、していますよね。そういうところはほとんどスーパーストーカーとか色んな発電を組み合わせた施設を計画しているようでございますね。そういう方向にいらっていると思います。

○委員（町田康則君）

わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

よろしいでしょうか。最後の質問にしましょうか。

○副委員長（柴田安宣君）

長時間本当にご苦労さんです。さっき石河さん自身が14年から発注仕様書から係わったと聞いたもんですから聞きたいんですけども、ここに覚書の変更の締結前ということで変更覚書の会議が平成15年9月から始まって、16年12月22日締結という感じになったこの工程表があるんですけども、この時分にこの変更覚書を取り交わしたメンバーの何人かに聞いたら、総合エンジニアリングにはそれなりの相談をしようというふうな話は聞いたんですけども、どなたかそういう覚書の変更に関しての相談相手になった方はご存じないですかね。

○証人（石河是孝君）

個人的にはわかりませんが、先ほど言いましたように企画関係の部がありましたので、それが性能とかそういうものに携わっていたので、その部門でやったと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

全体的に。

○証人（石河是孝君）

全体的に隅から隅まできちっと検証したかどうかは私も知りません。

○副委員長（柴田安宣君）

ここの最後に16年、この甲第30号証の3なんですけれども、最後に総合エンジニアリングに確認をしたと。しかもその確認の仕方がファクスで送信したと書いてあるもんですから、どういう相談をしようのかなということが気になったもんですから聞いたんですけども。

○証人（石河是孝君）

私の聞いている範囲では、覚書に関する資料の作成に関しては係わらないということになっておると。いわゆる施工監理の受注した条件の中においてね。ですから、それは聞いております。

○委員長（西口雪夫君）

以上で石河是孝証人に対する尋問を終了します。

証人におかれましては、長時間にわたりまして貴重な証言をいただきましてありがとうございます。心からお礼申し上げます。証人はご退席ください。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

皆さんお疲れ様でした。続いて議題の2のその他に入りますが、何かございますか。ないですね。

次回の委員会は5月18日の午前10時からを予定しております。

それでは、以上で本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。

(午後4時23分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会
委員長 西口 雪夫